

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価 期間の評価 |
|-----|---|---|--------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| | <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1. 研究に関する事項</p> <p>(1)重点調査研究に関する事項</p> <p>研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省における健康づくり施策に必要な科学的知見を蓄積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行うこと。</p> | <p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1)重点調査研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省における健康づくり施策に必要な科学的知見を蓄積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行う。</p> | | | | | | |
| 項目1 | <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p> | <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p> <p>運動・身体活動による生活習慣病の一次予防、食事と遺伝的因子の相互作用の解明並びに運動と食事によるテラーメード予防法に関して、ヒトを対象とした試験、動物や細胞等を用いた実験を行う。特に糖尿病及びメタボリックシンドロームの一次予防に資する調査及び研究に特化・重点化する。</p> | | S 4.70 | A 4.22 | A 4.00 | S 4.50 | A 4.36 |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|----|------|---|--|----------|-----|-----|-----|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| | | <p>a 運動・身体活動による生活習慣病予防、運動と食事指導の併用を行った場合の効果等について、実験的、疫学的な調査及び研究を行う。これにより食事摂取基準、運動基準等を作成するための科学的根拠の提示を行う。</p> | <p>【平成18年度】 ・食事と運動を併用した行動科学理論に基づいた保健指導の効果を測定するために、235名の中老年の肥満者を対象とし、介入群と対照群の無作為割付介入研究を開始した。肥満者の食生活や身体活動の特徴、問題点等について明らかにし、特定保健指導における効果的な行動改善指導法を明らかにした。</p> <p>【平成19年度】 ・食事と運動併用による1年間の介入研究により、介入群においては、男女とも食事と日常生活活動における行動変容を伴った平均約5kgの体重減少を認め、内臓脂肪の減少、血圧低下、高血糖からの離脱等の効果を導き出し、保健指導の効果を明らかにした。また、遺伝子多型解析を行い遺伝的要因の肥満と減量に及ぼす影響について明らかにした。</p> <p>【平成20年度】 ・介入1年後のフォローアップ調査を実施し、介入1年後の減量効果について確認を行った。体重は平均1.5kgのリバウンドが認められたが、これまでの報告と比較すると体重維持効果が認められ、当該指導法の有効性が認められた。</p> <p>【平成21年度】 ・介入2年後のフォローアップ調査を実施し、減量維持とリバウンドの要因調査を行い、男女による減量・体重維持要因の差異について明らかにし、新たな保健指導の方向性を示した。介入試験対象者を含む人間ドック受診者を対象としたコホート(5,000人程度)を確立し、保健指導効果の長期的フォローアップを行う調査を開始し、心理的要因と肥満との関連性について明らかにした。</p> | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|----|------|--|---|----------|-----|-----|-----|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| | | <p>b 遺伝子改変動物を用いて、運動や食事指導によってメタボリックシンドローム及び生活習慣病がいかに予防されるのかを、遺伝子解析等による分子レベルでの機序解明を試み、運動と食事指導による生活習慣病のテーラーメイド予防法の開発に資する科学的根拠を提示する。</p> | <p>○糖尿病の発症予防に関する研究</p> <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グルコース応答性インスリン分泌能の低下は認められるが糖尿病は発症しない膵β細胞特異的グルコキナーゼヘテロ欠損マウスに高脂肪食負荷を行った結果、高脂肪食誘導性のインスリン抵抗性に対する膵β細胞の代償性過形成が障害されていたため、このマウスでは糖尿病を発症したと考えられた。この代償性過形成のメカニズムの一部に膵β細胞のIRS2遺伝子が重要な役割をしていることが明らかとなった。 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子改変動物由来膵β細胞株を樹立してin vitroでも解析可能な系を確立した。 ・脂質過剰摂取生活習慣病モデル動物のインスリン抵抗性における血管内皮機能の役割について検討した。 <p>【平成20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子改変動物由来膵β細胞株を使用し、IRS2遺伝子が膵β細胞増殖に関与していることを明らかにした。 ・脂質過剰摂取生活習慣病モデル動物のインスリン抵抗性において、血管内皮細胞のインスリンシグナルによって調節されるインスリンの骨格筋へのデリバリーが重要な役割を果していることが明らかになった。 <p>【平成21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欧米人や日本人において2型糖尿病感受性遺伝子として同定されたTCF7L2の機能が不明であったため、膵β細胞で低下させたトランスジェニックマウスを作製し、当該遺伝子がインスリン分泌低下に関与していることが明らかとなった。 ・脂質過剰摂取生活習慣病モデル動物にPGI2アナログを投与すると血管内皮細胞のインスリンシグナルの感受性が増加することにより、インスリン依存性の骨格筋の糖取り込みが改善することから、血管内皮細胞のインスリンシグナルが骨格筋の糖取り込みに重要な役割をしていることが明らかとなった。 | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|----|------|------|---|----------|-----|-----|-----|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| | | | <p>○肥満による健康影響予防に関する研究</p> <p>【平成18年度】</p> <p>・運動によるPGC-1\cdot増加は交感神経活性化が関与した。高脂肪食及び高蔗糖食により、同程度の脂肪肝を発症するマウスモデルを作成した。脂肪肝の発症機序は原因により異なり、高脂肪食ではPPAR\cdotの活性化が、高蔗糖食ではSREBP-1c、ChREBPの活性化が認められた。SREBP-1cを不活性化する魚油を添加すると、高蔗糖食による脂肪肝は予防されたが、高脂肪食による脂肪肝は逆に増悪した。脂肪肝の成因により、予防法が異なることが示された。肝臓UCP2過剰発現マウスに、高脂肪食を摂取させてもwild-type miceと同様に肥満が生じた。以上のデータから肝臓UCP2は肥満発症とは関連がないことが示された。</p> <p>【平成19年度】</p> <p>・Adrenergic receptor \cdot1,2,3のない、\cdot-lessマウス(ノックアウトマウス)を用いて運動における交感神経の役割を推定した。骨格筋特異的にRXRγを過剰発現するトランスジェニックマウス(RXRγマウス)を作製し、RXRγマウスの骨格筋では脂質合成のマスターレギュレーターであるSREBP1cの遺伝子発現が著しく増加することを見出した。バターやマーガリンを摂取されたマウスの方がサフラワー油を摂取させたマウスに比べ、2-3倍程度の肝臓での脂肪蓄積量が多かった。この原因の一部にPPAR\cdot活性化によるCD36(脂肪酸輸送に関与)の発現の増加が推定された。アルコール1回の飲酒により脂肪肝を発症するマウスモデルを作成した。前日の魚油摂取はアルコールによる脂肪蓄積を70%抑制し、SREBP-1c活性を予め低下させておくことが、アルコールによる脂肪蓄積予想に有効であることが推定された。カロリー制限を行うと筋肉に於いて、フォークヘッド型転写調節因子であるFOXO1の遺伝子発現が著しく増加する。FOXO1の遺伝子発現とカロリー制限による寿命延長とが関連するかどうか明らかにするため、筋肉特異的FOXO1過剰発現マウスの寿命を調べたが、野生型の寿命と差は認められなかった。</p> <p>【平成20年度】</p> <p>・定期的な運動はβ2アドレナリン受容体を活性化し、転写共役因子PGC-1α発現量を増加させる。PGC-1αには3つのアイソフォームがあることを見いだした。運動による脂肪酸酸化亢進に関与する情報伝達系として、これまでAMPKの関与が想定されていたが、骨格筋のα2-AMPK活性を抑制した「骨格筋特異的優性抑制型変異体α1-AMPK発現マウス」を作製し、骨格筋での脂肪酸代謝亢進作用の調べた所、低強度の運動による脂肪酸酸化亢進作用はα2-AMPK活性化によるものでないことが明らかになった。ddYマウスは、人と同じように、砂糖の多量飲料又は高脂肪食により脂肪肝が発症する。高脂肪食により脂肪肝に対して有効な食品成分を見いだすため、スクリーニングを行い、β-コングリシニンが砂糖摂取と高脂肪食による両方の脂肪肝に対して有効であることを見だし、その機序を明らかにした。脳出血を発症するSHRSPラットに於いて、蛋白質比率が脳出血罹患に最も大きな影響を与えていることがわかった。炭水化物比率、脂質比率は脳出血罹患に影響は与えなかった。</p> <p>【平成21年度】</p> <p>・AMPKの上流に位置するLKB1活性を抑制したマウスを作成した。LKB1-DNマウスは低強度運動による脂肪酸酸化亢進作用は認められず、LKB1は運動による脂肪燃焼の亢進に必須であることがわかった。飽和脂肪酸を多く含む食事は多価不飽和脂肪酸を含む食事に比べ、脂肪肝になりやすい。飽和脂肪酸を多く含む食事を摂取した群ではPPARγ2の活性化と脂肪肝が認められた。アデノウィルスを用いたPPARγのノックダウンを行うと、PPARγ蛋白量が減少するとともに、脂肪肝の改善が認められた。飽和脂肪酸の脂肪肝は肝臓でのPPARγ活性化を抑制することで治療できる可能性が示唆された。脳出血を発症するSHRSPに於いて、50%の食事制限を行うと脳出血の著しい減少が認められた。SHRSPは脳出血を罹患しにくいSHRに比べ、炎症マーカーである血中IL-1βやTNF-α量が多いが、食事制限によりSHRSPの炎症マーカーは減少した。食事制限は炎症を減弱し、脳卒中を予防する可能性が示唆された。</p> | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|----|------|--|---|----------|-----|-----|-----|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| | | <p>○ ヒトを対象として、基礎代謝量と遺伝素因の相互作用や遺伝子多型と各栄養素摂取量、身体活動量等との関係を明らかにし、生活習慣病発症の遺伝、環境リスクの相互関係を解明する。</p> | <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各栄養素摂取量と遺伝子多型の相互作用について検討するために、700名のコホート対象者について2個のインスリン感受性遺伝子の多型(PPARγ、アディポネクチン)のタイピングを行い、食習慣との相互作用について検討した。 ・罹患同胞対法を用いた全ゲノム解析や候補遺伝子アプローチによって、HNF4α遺伝子とAMPKα2サブユニット遺伝子が日本人における2型糖尿病感受性遺伝子であることを明らかにした。 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インスリン抵抗性やインスリン分泌、2型糖尿病に関与する遺伝子多型を効率的かつ正確にタイピングできる方法を最適化した。 ・欧米で報告されたTCF7L2遺伝子多型とHHEX遺伝子多型が日本人においても2型糖尿病感受性遺伝子であることを明らかにした。 <p>【平成20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Whole Genome Association Study(GWAS)によって、インスリン分泌に関与すると考えられる新たな日本人2型糖尿病感受性遺伝子、KCNQ1を同定した。 ・これまでに明らかにした2型糖尿病感受性遺伝子でその機能が未知のものについて、遺伝子欠損マウスを作成し、当該遺伝子がインスリン分泌に関与していることを明らかにした。 <p>【平成21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに明らかにしてきた日本人の2型糖尿病感受性遺伝子について、糖尿病感受性遺伝子の組み合わせと糖尿病発症リスクについて検討したところ、1つのリスクアレルあたりOR = 1.29倍ずつ2型糖尿病のリスクが直線的に上昇することが明らかとなった。 ・平成20年度に樹立した当該遺伝子欠損マウスでは、グルコース刺激後の細胞内Ca濃度上昇が有意に障害されており、これがインスリン分泌低下のメカニズムの一つとして考えられた。 | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|-----|---------------------------------|--|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| 項目2 | イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究 | <p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究</p> <p>日本人の食生活の多様性を科学的に評価するための指標及び調査手法を開発し、それが健康に及ぼす影響について疫学的な調査及び研究を行う。特に日本人の食事摂取基準等の科学的根拠となるデータの蓄積と「健康日本21」の評価への応用という点を重点目標とする。</p> <p>a 栄養に関する実践において最も基本的かつ重要な指針である「食事摂取基準」について、平成20年度に予定される改定作業に向け、系統的レビューを平成19年度まで重点的に行う。また、今後の改定に向けて、ヒトを対象とした疫学的研究及び基本的情報の収集等を継続的に行う。</p> | <p>【平成18年度】</p> <p>①2010年に予定される「日本人の食事摂取基準」の改定に先立ち、必要かつ有用な資料(学術論文等)を収集、整理し、改定の準備をした。新しく提案された指標(目安量など)の活用方法に関する基礎的検討などを中心に諸外国からの報告を系統的に収集するとともに、海外への発信のために「日本人の食事摂取基準(2005年版)」の概要英語訳を作成した。</p> <p>②食事摂取基準の策定に資する、ヒトを対象とした栄養疫学・実験的研究を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本人若年女性を対象とした研究により、栄養素摂取量の申告誤差や、鉄欠乏製貧血・機能性便秘・肥満に関連する栄養摂取要因を明らかにした。 ・大豆イソフラボンの摂取と運動の一年間の併用が、閉経後女性の大腿骨骨密度の低下及び体脂肪量の増加を有意に抑制することを明らかにした。 ・ミネラルの出納やビタミンDの定量に関する基礎実験を実施した。 <p>【平成19年度】</p> <p>①「日本人の食事摂取基準」の改定に先立ち、研究者ネットワークを組織し、前回策定時系統的レビューが十分ではなかった栄養素を中心に、2005年版策定以降の新規論文及び関係資料の収集並びにレビューを行った。</p> <p>②食事摂取基準の策定に資する、ヒトを対象とした栄養疫学・実験的研究を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康な住民を対象として横断的研究を行い、日本人における栄養素の摂取状況とその生体指標及び健康状態との関連について検討した。 ・成人121人を対象としたDLW法・質問紙法・加速度計法を含むフィールド調査の結果、「歩行以外の身体活動」のより正確な評価が可能な新規開発加速度計を用いることにより、1日の総エネルギー消費量を一層正確に評価できることが明らかになった。 <p>【平成20年度】</p> <p>①「日本人の食事摂取基準(2010年版)」の策定業務に、検討委員、ワーキンググループメンバー等として参加するとともに、ワーキンググループ間の調整、連絡業務に助力した。策定のためのリファレンス事務局を所内に設置し、基礎資料の収集とそのデータベース化を図り、資料提供要請や文献レビューに協力対応した。</p> <p>②食事摂取基準の策定に資する、ヒトを対象とした栄養疫学研究及び食事摂取基準の活用に関する調査研究を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期間の無作為比較試験によって、低用量のビタミンK2の短期摂取が中高年女性の骨及び脂質代謝に関する生体指標を改善する可能性を示唆した。 ・陰嚢分析による3-5歳児のミネラル摂取量や、たんぱく質摂取量とミネラル出納との関係を明らかにした。 ・介護施設における食事摂取基準の活用状況や栄養提供状況を明らかにした。 | A 4.00 | A 3.78 | A 4.33 | A 4.25 | A 4.09 |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|----|------|--|---|----------|-----|-----|-----|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| | | | <p>【平成21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「日本人の食事摂取基準(2010年版)」の策定と普及啓発を実施した。 ・「日本人の食事摂取基準(2010年版)」の策定業務に検討会委員及びワーキンググループメンバーとして多くの所員が参画し、また、報告書全体の編集作業にも協力して、2009年5月の公表に貢献した。所内のレファレンス事務局では、基礎資料の収集及び文献レビューを行い資料提供要請に対応するとともに、一般公開用のデータベースを構築した。 ・「日本人の食事摂取基準(2010年版)」の普及啓発のために、厚生労働省主催のブロック別講習会をはじめ各地の講習会に多数の所員が講師として参加した。ブロック別講習会は、全国6ブロックで行い、約7000名が参加した。講演会は全国24都道府県で、86回の講演を行った。また、普及啓発用資料の作成・編集を行い、厚生労働省および当研究所ホームページに掲載した。 ②今後の食事摂取基準の改定に資するために、ヒトを対象とした栄養疫学研究及び実験的研究に着手した。 ・食事摂取基準の目標量策定に資する基礎資料を得るため、ヒトを対象とした大規模疫学研究によって栄養摂取量とメタボリックシンドロームの関連を検討した。 ・食事に関連する栄養成分の生体指標に関して、ビタミンA結合タンパク質(RBP4)遺伝子発現メカニズムや低用量ビタミンK2の長期摂取が、閉経後女性の骨及び脂質代謝に及ぼす影響を評価した。 ・介護施設等における高齢者の食事摂取状況や提供食の栄養素分析を実施した。 <p>【平成20-21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本人の食事摂取基準2010年版」脂質の系統的レビューを行い、脂肪エネルギー比率、飽和脂肪酸、一価不飽和脂肪酸、n-6系脂肪酸、n-3系脂肪酸、及びコレステロールの摂取範囲を策定した。最近5年間に発表された脂質に関する2104報の論文アブストラクトを読み、その中から、策定に関与する437報の論文を精読し、レビューを行った。 | | | | | |
| | | <p>b「健康日本21」推進のためには、効果的な運動・食事指導プログラムの開発と普及や、国及び地方自治体での適切な指導効果の評価の実施等が重要であることから、これらの手法の開発、国民健康・栄養調査の機能強化及びデータ活用に資する検討を行う。</p> | <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度から実施される標準的な健診・保健指導に活用できることを考慮した栄養教材を作成し、複数の施設においてその有効性について試行調査を実施した。 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の地方自治体に対して、これまでに実施された国民健康・栄養調査のデータ活用に関して技術支援を行った。 <p>【平成20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の地方自治体に対して、技術研修セミナー等を通じて、これまでに実施された国民健康・栄養調査及び自治体が独自に実施した健康・栄養調査のデータ活用に関する技術支援を行った。 <p>【平成21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康・栄養調査の健康指標に関する縦断的变化を客観的に評価する手法の確立に努めた。これは、国民健康・栄養調査の結果が国や地方自治体が実施する健康増進施策の立案や評価に役立つものである。 | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|-----|---|--|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| 項目3 | ウ「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究 | ウ「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究 「健康食品」に含まれる食品成分の有効性及び健康影響に関して、実社会における使用実態等を把握するとともに、ヒトに対する影響を評価する手法を開発する。その結果を幅広く公開し、「健康食品」に関わるリスクコミュニケーションに資するデータベースの更新及び充実を継続して行う。 a 保健機能食品等の健康志向に基づく食品の使用実態等の情報を収集・把握し、栄養表示及び健康表示の側面から、健康影響について調査検討する。 また、栄養素以外の食品成分から広く健康影響を持つ食品素材をスクリーニングして、そのヒトにおける有効性評価について細胞モデル及び動物モデルを用いて検討する。 | ○大豆由来成分BBIの有効性及び健康影響評価に関する研究 【平成18年度】 ・慢性疾患の発症抑制に幅広く作用する可能性のある遺伝子を検索し、癌抑制遺伝子であるコネキシン43遺伝子を標的遺伝子として選択した。 【平成19年度】 ・健康食品素材として未だ利用されていない成分のうち、大豆由来のBBI(プロテアーゼ阻害物質の一種)が、コネキシン43遺伝子を介して抗腫瘍活性を示すことを細胞レベルで明らかにした。 【平成20年度】 ・中皮腫細胞を移植したマウスにBBIを摂取させることにより、BBIが抗腫瘍活性を示すことを明らかにした。 【平成21年度】 ・BBIのモノクローナル抗体を作製し、新規定量ELISA法を開発した。 ○ビタミンEの同属体(トコリエノール)の有効性評価に関する研究 【平成18年度】 ・栄養改善学会員1,000名を対象に、健康食品素材としてのビタミンE同属体成分(トコリエノール)の摂取状況調査を実施したところ、ある程度は認知されているものの、現在の摂取状況は多くはないことが判明した。 【平成19年度】 ・トコリエノールの活性を安定化させるため、トコリエノールのサイクロデキストリン包接体を合成した。 【平成20年度】 ・トコリエノールのサイクロデキストリン包接化により、トコリエノールのもつ抗中皮種活性が強化されることを細胞試験で確認した。 【平成21年度】 ・トコリエノールのサイクロデキストリン包接化により、トコリエノールの生物利用性が改善することをラットへの投与試験で確認した。また、トコリエノール包接化により、ヌードマウスに移植したヒト悪性中皮種に対する抗腫瘍活性が増強されることが判明した。 ○食品に含まれる抗酸化物質の健康影響評価に関する研究 【平成18・19年度】 ・食品の総合的な抗酸化能を測定する分析法として、Oxygen Radical Absorbance Capacity(ORAC)法に基づく分析方法を確立した。 【平成20年度】 ・一般的な食品の抗酸化能の測定を行った。また、調理等の抗酸化能に対する影響を把握するためモデル調理品を作成し、材料の抗酸化能から調理品の抗酸化能が91±28%で推定できる事を示した。 【平成21年度】 ・日本において一般的に食されている代表的な野菜類のORAC値を測定し、これらの野菜を1日350g摂取すると、抗酸化物質標品Troloxに換算して約2000µmol相当の抗酸化物質を摂取可能であることを推算した。 ○非栄養素成分の有効性及び健康影響評価に関する研究 【平成18年度】 閉経後女性を対象に、大豆イソフラボンの介入試験を実施したところ、1年間的大豆イソフラボン(47mg/日アグリコン換算)の摂取は、血中性ホルモン及び甲状腺ホルモン濃度に影響しないことが明らかになった。 【平成19・20年度】 閉経後女性98名を対象に、大豆由来のイソフラボンであるダイゼインとヒト由来乳酸菌を培養して得られたエクオール含有発酵食品の1年間の無作為割付比較試験(RCT)を実施した。 【平成21年度】 ・上記結果を評価したところ、エクオール含有食品の摂取により、閉経後女性の尿中骨吸収マーカーがプラセボ群に比べて有意に低下すること、また、血中性ホルモン及び甲状腺ホルモン濃度には影響しないことが明らかになった。 ・類いの機能性を有するが、作用機序が異なる機能性食品素材の併用摂取による健康への影響を動物試験により評価したところ、それぞれの機能性成分の有効性は認められるが、相乗効果は認められなかった。・新規機能性素材のスクリーニングを行った。 | A 3.80 | A 4.33 | S 4.50 | A 4.37 | A 4.25 |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|------------|--|---|----------|-------|------|--------|------------|--------|--------|------------|--------|--------|------------|--------|--------|------------|--------|--|--|--|--|--|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | b 「健康食品」に関する正しい知識の普及と健康被害の未然防止並びに拡大防止を目的に、公正で科学的な健康食品の情報を継続的に収集・蓄積し、幅広く公開する。 | ・健康被害の発生・拡大防止、国の食品制度の普及と適切な生活習慣の推進するために、科学的根拠のある公正な情報を継続的にデータベースに収集・蓄積し、国民に情報提供した。 ・『健康食品』の安全性・有効性情報』に掲載している情報の追加、整理、新規情報の掲載等を適宜行った。また、子どものサプリメントについて実態調査を行い、必要とされている情報の作成および掲載を行った。新たに「特別用途食品・栄養療法のデータベース」を構築して、一般公開した。 ○『健康食品』の安全性・有効性情報』のアクセス数 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">アクセス数</th> <th style="width: 10%;">1日平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>221万3,000件</td> <td>6,000件</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>212万6,000件</td> <td>5,800件</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>274万9,000件</td> <td>7,500件</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>302万4,000件</td> <td>8,300件</td> </tr> </tbody> </table> | | アクセス数 | 1日平均 | 平成18年度 | 221万3,000件 | 6,000件 | 平成19年度 | 212万6,000件 | 5,800件 | 平成20年度 | 274万9,000件 | 7,500件 | 平成21年度 | 302万4,000件 | 8,300件 | | | | | |
| | アクセス数 | 1日平均 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成18年度 | 221万3,000件 | 6,000件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成19年度 | 212万6,000件 | 5,800件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成20年度 | 274万9,000件 | 7,500件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成21年度 | 302万4,000件 | 8,300件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--|---|----------|------|------|--------|-----------|-----|--------|----|-----|--------|----|-----|--------|----|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目4 | (2)重点調査研究以外の調査研究に関する事項 ア 科学技術基本計画(仮称)に沿って、研究関として独自性の高い基礎的・応用的研究を行うこと。 | (2)重点調査研究以外の調査研究に関する事項を達成するための措置 ア 研究所の研究能力を向上させ、将来、その応用・発展的な展開を可能とするために、関連研究領域における基礎的・独創的・萌芽的研究を行う。 | <p>・次期中期計画における研究の展開を見据え、「重点調査研究」ではカバーされない分野の独創的な研究を所内公募し、所内及び外部の運動生理学、予防医学、食品化学及び代謝疫学の専門家を含めた委員の審査により採択を行った。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>採択件数</th> <th>応募件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>5件</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>5件</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>6件</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>5件</td> <td>10件</td> </tr> </tbody> </table> | | 採択件数 | 応募件数 | 平成18年度 | 5件 | 12件 | 平成19年度 | 5件 | 13件 | 平成20年度 | 6件 | 11件 | 平成21年度 | 5件 | 10件 | A 3.80 | A 3.56 | A 3.50 | A 3.75 | A 3.65 |
| | | 採択件数 | 応募件数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成18年度 | 5件 | 12件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成19年度 | 5件 | 13件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成20年度 | 6件 | 11件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成21年度 | 5件 | 10件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | イ 研究の成果をより広く社会に還元するために、食育推進基本計画(仮称)に資する調査研究を推進し、専門家(管理栄養士等)への情報提供を行うこと。 | イ コホートを設定し、介入研究による栄養教育の成果を研究する。食育及び栄養ケアマネジメントに関して、行政、他機関と協力してエビデンス作りを図る。 また、管理栄養士等保健従事者の教育及び情報の提供方法を研究する。 | <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック受診者の中で肥満者(235名)を対象とした食事と運動を併用した栄養教育を実施する無作為割付介入研究を開始した。肥満者への栄養教育の際の男女で異なるアプローチが必要であることを明らかにした。 ・高齢者の栄養状態及びQOLを維持するためのアプローチ法について検討するため、食介護研究会を立ち上げ、企業及び専門家(管理栄養士等)と共に高齢者への栄養ケアのあり方を検討し、高齢者施設での食事提供のあり方を提言した。 ・食育推進のために内閣府と共に普及啓発を行うと共に、自治体での食育推進を支援した(15件/年)。 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養教育介入実施によって行動変容を伴った減量効果を確認し、効果的な減量のための保健指導法について明らかにした。 ・高齢者の食事のあり方について検討するために、全国6都道府県約2600箇所の高齢者施設を対象に食事提供に関するアンケート調査を実施し、栄養士の役割について明らかにした。地方自治体における食育推進を支援するために、自治体と共に食育推進にかかる専門家に対して、食育の意義・推進法について教育を実施した(19回/年)。食育推進環境整備のために、わかりやすい栄養表示法について検討するため、食品機能表示研究会を企業と共に立ち上げ、食の情報提供のあり方について検討した。 <p>【平成20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養教育による減量と体重維持に関与する遺伝・環境の要因分析を行い、体重維持を可能とする栄養教育法を確立し、特定保健指導者養成の教育に携わり、その方法論を普及させた(8回/年)。調査解析による高齢者施設での食事提供における問題を明確にした。厚生労働省での特別用途食品の基準見直しに際し、調査結果に基づいてその策定根拠となるデータを提出し、えん下困難者食の基準改定に関与した。内閣府と協調して食育を推進すると共に、企業と共同して食育を海外に発信し、自治体での食育推進を支援した(17回/年)。 <p>【平成21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介入試験を実施した人間ドックを母体としたコホート(5,000人規模)を立ち上げ、遺伝因子、環境因子の健康影響や保健指導の効果明らかにするための長期フォローアップ体制を確立した。次期介護保険改定に資するため、高齢者の日常生活活動調査研究に参画し、高齢者の日常生活機能低下の特徴と、それらに対する支援の必要性について明らかにした。若年成人の朝食欠食に関連した要因について親子調査を行い、成人期における朝食欠食と親の食育態度が関連していることを明らかにし、内閣府での調査の基礎データとして提出した。内閣府と協調して、食育推進のための調査実施及び食育冊子の作成・配布を行なうと共に、自治体での食育推進を支援した(25件/年)。食品の栄養表示を検討するために農林水産省の野菜の栄養表示法の検討会に参画し、自主表示ガイドラインの策定に関与した。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|--------------------------|------------------------|-----|-----|------------------------|-----------|-----|--|--------|------------|------|-----|-----|--------|------------|-----|-----|-----|--------|-----------|-----|-----|-----|--------|------------|-----|-----|-----|----|------|------|-----|------|--|----------|--|--|------|------|--|--------|----------|-----|------|--------|----------|-----|------|--------|----------|-----|------|--------|----------|-----|------|----|--------|------|------|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>項目5 (3)研究水準及び研究成果等に関する事項</p> <p>ア 健康・栄養に関する施策、ガイドライン等の科学的根拠につながる質の高い研究を行い、研究成果を論文等を通じて社会に発信・還元を行うこと。</p> | <p>(3)研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 論文、学会発表等の促進</p> <p>調査及び研究の成果の普及を図るため、学術誌への学術論文の投稿、シンポジウム、学会等での口頭発表を行う。</p> <p>これらについては、中期目標期間内に、学術論文の掲載を250報以上、口頭発表を750回以上行う。</p> <p>なお、口頭発表は、海外においても積極的に行う。</p> | <p>○研究成果の査読付き学術雑誌への掲載数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">計(1人当たり)</th> <th rowspan="2">インパクトファクター 2.0以上のもの</th> </tr> <tr> <th>英文誌</th> <th>和文誌</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>139報(3.1報)</td> <td>119報</td> <td>20報</td> <td>55報</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>118報(2.6報)</td> <td>96報</td> <td>22報</td> <td>31報</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>90報(2.1報)</td> <td>74報</td> <td>16報</td> <td>39報</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>109報(2.7報)</td> <td>92報</td> <td>17報</td> <td>42報</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>456報</td> <td>381報</td> <td>75報</td> <td>167報</td> </tr> </tbody> </table> <p>○学会発表数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">計(1人当たり)</th> </tr> <tr> <th>国際学会</th> <th>国内学会</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>325回(7回)</td> <td>78回</td> <td>257回</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>327回(7回)</td> <td>77回</td> <td>250回</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>300回(7回)</td> <td>83回</td> <td>217回</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>211回(5回)</td> <td>56回</td> <td>155回</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,163回</td> <td>294回</td> <td>879回</td> </tr> </tbody> </table> | | 計(1人当たり) | | | インパクトファクター 2.0以上のもの | 英文誌 | 和文誌 | | 平成18年度 | 139報(3.1報) | 119報 | 20報 | 55報 | 平成19年度 | 118報(2.6報) | 96報 | 22報 | 31報 | 平成20年度 | 90報(2.1報) | 74報 | 16報 | 39報 | 平成21年度 | 109報(2.7報) | 92報 | 17報 | 42報 | 合計 | 456報 | 381報 | 75報 | 167報 | | 計(1人当たり) | | | 国際学会 | 国内学会 | | 平成18年度 | 325回(7回) | 78回 | 257回 | 平成19年度 | 327回(7回) | 77回 | 250回 | 平成20年度 | 300回(7回) | 83回 | 217回 | 平成21年度 | 211回(5回) | 56回 | 155回 | 合計 | 1,163回 | 294回 | 879回 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%; text-align: center;">A 4.33</td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;">S 4.56</td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;">S 4.50</td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;">A 4.25</td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;">A 4.41</td> </tr> </table> | A 4.33 | S 4.56 | S 4.50 | A 4.25 | A 4.41 | A 4.41 |
| | 計(1人当たり) | | | インパクトファクター 2.0以上のもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 英文誌 | 和文誌 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成18年度 | 139報(3.1報) | 119報 | 20報 | 55報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成19年度 | 118報(2.6報) | 96報 | 22報 | 31報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成20年度 | 90報(2.1報) | 74報 | 16報 | 39報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成21年度 | 109報(2.7報) | 92報 | 17報 | 42報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 456報 | 381報 | 75報 | 167報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計(1人当たり) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 国際学会 | 国内学会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成18年度 | 325回(7回) | 78回 | 257回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成19年度 | 327回(7回) | 77回 | 250回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成20年度 | 300回(7回) | 83回 | 217回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成21年度 | 211回(5回) | 56回 | 155回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 1,163回 | 294回 | 879回 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| A 4.33 | S 4.56 | S 4.50 | A 4.25 | A 4.41 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価 期間の評価 |
|-----|---|---|--|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| 項目6 | イ 調査・研究の成果を社会に還元するために、知的財産権の取得・開示を行うこと。 | イ 知的財産権の活用 調査及び研究の成果については、それらが知的財産につながるかどうかのスクリーニングを行い、中期目標期間内に20件以上の特許出願を行う。 取得した特許権の実施を図るため、特許権情報のデータベースをホームページ上に公開する。 また、非公務員化の利点を活用し、研究所が所有する知的財産の活用、又は所有する情報等を用いた共同研究を民間企業及び大学等と積極的に行うこととし、毎年2件以上の増加を目標とする。 | 【平成18年度】 ・新組織の対外部門として、国際産学連携センターを設置した。出願した特許権は4件(すべて国内特許)であった。また、特許取得および出願状況について、ホームページ上で公開した。非公務員化に伴い、社会還元に向けた柔軟な取り組みを行った結果、共同研究事業は17年度の9件から15件へと大幅に増加した。 【平成19年度】 ・知的財産に関して出願した特許権は2件(いずれも国内特許)であった。10件の共同研究及び25件の受託研究を実施した。 【平成20年度】 ・知的財産に関して出願した特許等は、審査請求、実用新案、意匠登録、商標登録、著作権登録の計5件であった。10件の共同研究及び6件の受託研究を実施した。 【平成21年度】 ・知的財産に関して出願した特許等は、審査請求、商標登録、意見書提出の計4件であった。 | B 3.00 | B 2.89 | B 3.33 | B 3.00 | B 3.06 |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|-----|--|--|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| 項目7 | ウ 健康・栄養関連の専門家を対象としたセミナー、一般向けの講演会等を開催すること。 | ウ 講演会等の開催 健康・栄養関連の専門家向けのセミナー、幅広い人々を対象とした講演会等をそれぞれ年1回以上開催し、調査及び研究の成果を社会に還元する。 また、関係団体が実施する教育・研修プログラムへの職員の派遣を積極的に推進する。 一般及び専門家からの電話、メール等による相談を受けるとともに、それらの相談に適切に対応する。 | 【平成18年度】 ・第8回一般向け公開セミナー(テーマ:健康づくりと「健康食品」)を、平成19年2月17日(土)に開催し、586名の参加があった。 ・専門家向けセミナーを、単独1件、関係団体との共同主催3件(5回)を行った。 【平成19年度】 第9回一般公開セミナー(テーマ:健診でメタボリックシンドロームと言われたら)を、平成20年2月2日(土)に開催し、762名の参加があった。 ・専門家向けセミナーとして、地方自治体の栄養士等を対象に、健康・栄養調査等に関する技術研修を全国3カ所で主催した。 ・管理栄養士・栄養士等の研修や生涯教育プログラムに対して職員を講師として積極的に派遣し、専門職の技術向上に寄与した。 ・「保健指導(食事・運動等)」に関する質問を、「よくある質問(FAQ)」としてデータベース化し、ホームページ上で公開した。 【平成20年度】 ・第10回一般公開セミナー(テーマ:生活習慣と健康～メタボリックシンドロームを予防するために～)を、平成21年2月28日(土)に開催し、600名を超える参加者があった。 ・専門家を対象とした日米ワークショップ及び日米シンポジウムを開催した。 ・地方自治体の栄養士等を対象に、健康・栄養調査等に関する技術研修を全国5カ所で延べ10回開催した。管理栄養士等の研修に、職員を講師として積極的に派遣し、専門職の技術向上に寄与した。 【平成21年度】 ・「日本人の食事摂取基準(2010年版)」の普及・啓発のための講演会・セミナー等を厚生労働省等と連携して全国6ブロックで実施し、約7,000名の参加があった。また、講演で使用したスライドを研究所ホームページよりダウンロード出来るシステム構築を行い、普及・啓発に加え、学習・教育としての活用のツールを提供した。 | S 4.50 | A 3.89 | A 3.66 | A 4.25 | A 4.08 |
| | エ 研究所の一般公開を実施するとともに、中学校・高等学校等からの見学にも積極的に応じること。 | エ 開かれた研究所への対応 幅広い人々に研究所の業務について理解を深めてもらうことを目的に、年1回オープンハウスとして研究所を公開する。 また、健康と栄養に興味を抱かせ、将来、栄養学研究を担う人材の育成に資するよう、「総合的な学習の時間」による中学・高校生等の見学を積極的に受け入れる。 | ・オープンハウス(研究所公開)を実施し、当研究所の研究・業務内容をより多くの人々に身近に知ってもらえるよう努めた。中学・高校生等の「総合的な学習の時間」を活用した所内見学等に積極的に対応し、健康や栄養に関わる知識や関心の普及・啓発を図った。 ＜オープンハウス開催日及び来場者数＞ 【平成18年度】 4月19日(水)、92名 【平成19年度】 9月29日(土)162名(一般:144名、高校生:18名) 【平成20年度】 9月27日(土)、212名(一般:196名、学生:16名) 【平成21年度】 9月12日(土)、216名 ＜総合的な学習の時間受け入れ数＞ 【平成18年度】 14校、124名 【平成19年度】 13校、92名 【平成20年度】 9校、77名 【平成21年度】 13校、106名 | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|-----|---|---|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| 項目8 | (4)研究実施体制等の整備に関する事項 ア 独立行政法人という組織形態の利点を最大限活かした研究資金等の運用及び人的資源の配置により、研究・業務の効率化を図ること。 | (4)研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置 ア 研究・業務の効率的な実施という観点から、研究員、研究補助員の配置を戦略的に行う。 研究所として重点的に実施すべき調査及び研究並びに法律に基づく業務については、研究業務費を適切に配分し、確実な業務の執行に努める。 | <p>・第二期中期計画の開始にあたり、従来の部・室制からプログラム・プロジェクト制に移行し、重点的に実施すべき国民健康・栄養調査などの法定業務に研究者を配置した。</p> <p>また、平成19年度には科学研究費補助金執行管理システムの構築により事務の効率化を図るとともに、執行状況の把握を容易にして予算の補正等、効率的な予算執行を行った。</p> <p>・平成20・21年度は、それぞれ1センター長を公募により採用・専任化し、役員の併任を解除した。</p> | A 3.80 | A 4.00 | A 4.33 | A 3.62 | A 3.94 |
| | イ 国内外の産業界を含む健康・栄養・食品関係の機関との共同研究の拡充等を目的として、研究所研究員の派遣及び他機関等の研究員の受入れをより積極的に行うこと。 | イ 民間企業、大学、他の研究機関等との間で従前から実施している共同研究に加え、新たな共同研究等を積極的に推進するため、民間企業、大学等へ研究所研究員を派遣するとともに、資質の高い研究員を受け入れる。 | <p>【平成18年度】</p> <p>・当研究所から大学、民間企業等へ延べ88名(大学38名、民間企業等50名)の研究者を派遣した。</p> <p>【平成19年度】</p> <p>・研究者の交流や研究技術の交換等を進めるため、当研究所から大学、民間企業・団体等へ延べ128名(大学44名、民間企業・団体等84名)の研究者を派遣した。</p> <p>【平成20年度】</p> <p>・当研究所から大学、民間企業・団体等へ延べ127名(大学39名、民間企業・団体等88名)の研究者を派遣した。</p> <p>【平成21年度】</p> <p>・民間企業、大学等との共同研究や受託研究をはじめとして、社会還元に向けた柔軟な取り組みを積極的に推進した。本研究所独自の知的財産権がさらに活用されるよう所内関係部署の連携を密に進めている。当研究所から大学、民間企業・団体等へ延べ90名(大学29名、民間企業・団体等61名)の研究者を派遣した。</p> | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---|--|---|----------|-------------------------|--------|--------|-----------|----|--------|--------|----|--------|--------|----|--------|--------|----|--|--|--|--|--|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>ウ 大学及び民間企業等との連携・協力により、研究者の交流を進め、人材の養成と資質の向上を図ること。</p> | <p>ウ 連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間20名程度受け入れ、研究所が所有する情報・技術等を提供するとともに、研究員を広く大学院や関係機関等に年間5名程度派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。</p> <p>また、国内外の若手研究員等の育成に貢献するため、博士課程修了者、大学院生、他機関に属する研究員等を継続的に受け入れるための体制の充実を図る。</p> <p>また、連携大学院を増やし、兼任教授の派遣を行うとともに、若手研究員の指導・育成を行うため、求めに応じ、研究所研究員を他機関へ派遣する。</p> | <p>・連携大学院、企業等との研究員の相互交流を推進し、情報・技術の提供及び社会還元に努めた。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">受け入れ ()内は外国人研究者数の再掲</th> <th style="width: 15%;">派遣(大学)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>137(3)</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>117(6)</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>116(2)</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>104(7)</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table> <p>・連携大学院については平成18年度にお茶の水女子大学、東京農業大学、女子栄養大学との協定を結び相互交流をはじめ、以後着実に連携大学院を増加させてきている。</p> <p>【平成18年度】 お茶の水女子大学、東京農業大学、女子栄養大学 【平成19年度】 お茶の水女子大学、東京農業大学、女子栄養大学、早稲田大学スポーツ科学学術院 【平成20年度】 お茶の水女子大学、東京農業大学、女子栄養大学、早稲田大学スポーツ科学学術院、名古屋市立大学 【平成21年度】 お茶の水女子大学、東京農業大学、女子栄養大学、早稲田大学スポーツ科学学術院、名古屋市立大学、福岡女子大学</p> | | 受け入れ ()内は外国人研究者数の再掲 | 派遣(大学) | 平成18年度 | 137(3) | 38 | 平成19年度 | 117(6) | 44 | 平成20年度 | 116(2) | 39 | 平成21年度 | 104(7) | 29 | | | | | |
| | 受け入れ ()内は外国人研究者数の再掲 | 派遣(大学) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成18年度 | 137(3) | 38 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成19年度 | 117(6) | 44 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成20年度 | 116(2) | 39 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成21年度 | 104(7) | 29 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>エ 調査及び研究の円滑な実施が図られるよう、適切な措置を講ずるとともに、他機関との共同研究及び受託研究において、双方の研究施設及び研究設備の稼働状況に応じた共同利用を図ること。</p> | <p>エ 施設・設備について、自らが有効に活用するとともに、「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に基づき、大学、他研究機関による共同研究等での外部研究者等の利用に供する。</p> | <p>・運動フロア、プールなどの運動実験施設を中心に共同利用を進め、エクササイズガイドや食事摂取基準のためのデータ蓄積に活用した。</p> <p><運動施設利用状況(延べ人数)> 【平成18年度】 13,037人 【平成19年度】 9,449人 【平成20年度】 11,020人 【平成21年度】 12,736人</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|-----|--|---|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| 項目9 | <p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項</p> <p>(1)健康増進法に基づく業務に関する事項</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち、集計事務については、「健康日本21」、都道府県健康増進計画等の政策ニーズに適時対応して、迅速かつ効率的に集計を行うこと。</p> <p>また、外部委託のより積極的な活用、高度集計・解析システムの活用等により効率化を図ること。</p> | <p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1)健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の集計事務については、政策ニーズに対応した迅速かつ効率的な集計を行う。具体的には、当該年度の集計事務を、調査票のすべてを受理してから7ヶ月を目途(ただし、調査項目に大幅な変更が生じない場合に限る)に行う。</p> <p>また、外部委託、高度集計・解析システムの活用等により、効率的な集計を行うことにより、経費の削減を図る。</p> <p>さらに、都道府県等が行う健康・栄養調査に対する支援を含めて関連する技術的な事項について、研究所がより積極的に対応する。</p> <p>特に、平成22年度に行われる都道府県等健康増進計画の最終評価に向けて、調査結果の活用、評価手法等について、平成20年度までに重点的に技術支援を行う。</p> | <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年国民健康・栄養調査について、基本集計表一式を平成18年8月18日に厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室へ提出した(集計期間:7ヶ月15日)。都道府県、政令市、中核市、特別区等に勤務する行政栄養士を対象としたセミナーを開催した。当研究所のホームページ上に国民健康・栄養調査の適正な実施に資する情報を提供した。 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年国民健康・栄養調査について、平成19年8月に集計結果を提出した(集計期間:7ヶ月7日)。国民健康・栄養調査及び各自治体が独自に実施する健康・栄養調査等の技術支援を行った。栄養摂取状況調査の精度向上及び標準化を主たる目的とした「標準的図版ツール」を試作・試用した。地方自治体の栄養士等を対象とする技術研修セミナーを全国3ヶ所で開催した。 <p>【平成20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年国民健康・栄養調査について、前年度よりも約1ヶ月早く、平成20年6月に結果を提出した(集計期間:5ヶ月26日)。栄養摂取状況調査の精度向上及び標準化を目的とした「標準的図版ツール(第2版)」を開発・試用した。地方自治体の管理栄養士等を対象とする技術研修セミナーを3種類企画し、全国5ヶ所で延べ10回開催した。健康・栄養調査に関わる集計用ソフト(食事しらべ)を開発した(著作権・商標登録済み)。 <p>【平成21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年国民健康・栄養調査について、平成21年6月に集計結果を提出した(集計期間:5ヶ月19日)。当研究所のホームページ上に国民健康・栄養調査の適正な実施に資する情報などを掲載した。また、地方自治体の栄養士等を対象とする技術研修セミナーを2種類企画し、全国8ヶ所のべ13回開催した。栄養摂取状況調査の精度向上及び標準化を主たる目的とした「標準的図版ツール(2009年版)」を作成し、自治体に配布した。健康・栄養調査に関わる集計用ソフト(食事しらべ2009年版)を開発し、291単位数(全体の97%)に配布した。 | A 3.90 | A 3.78 | S 4.50 | S 4.50 | A 4.17 |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|----|---|---|---|----------|-----|-----|-----|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| | <p>イ 厚生労働省が収去した特別用途表示及び栄養表示がなされた食品の試験業務を的確に実施する。また、特定保健用食品の関与成分等、新たな食品成分の分析技術及びそれらの分析に用いる食品成分の標準品等を規格化すること。</p> | <p>イ 厚生労働省が収去した特別用途食品及び栄養表示がなされた食品の試験業務を的確かつ迅速に実施する。</p> <p>特別用途食品の許可に係る試験業務について、分析技術が確立している食品成分の試験業務は、検体の受理から試験の回答までを2ヶ月以内に行うことを目指す。</p> <p>また、分析技術の確立していない特定保健用食品の関与成分等の新たな食品成分への技術的対応については、他登録試験機関での応用も可能な分析技術の規格化及び当該食品成分の標準品の開発の実現を図る。</p> | <p>○収去試験及び許可試験に係る食品分析業務</p> <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省が収去した食品127検体の分析を遅滞なく行った。表示許可申請のあった食品70検体(特定保健用食品50検体、その他の特別用途食品20検体)の分析を行い、2ヶ月以内に報告した。 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省が収去した健康食品79検体の分析を遅滞なく行った。表示許可申請のあった食品55検体(特定保健用食品35検体、その他の特別用途食品20検体)の分析を行い、2ヶ月以内に報告した。 <p>【平成20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省が収去した特定保健用食品55検体の分析を遅滞なく行った。表示許可申請のあった食品37検体(特定保健用食品35検体、その他の特別用途食品2検体)の分析を行い、2ヶ月以内に報告した。登録試験機関間の分析精度管理に関する試験を実施した。 <p>【平成21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省が収去した栄養表示がなされた食品99検体の分析を遅滞なく行った。表示許可申請のあった食品40検体(特定保健用食品33検体、その他の特別用途食品7検体)の分析を行い、2ヶ月以内に報告した。登録試験機関間の分析精度管理に関する試験を実施した。 <p>・4年間を通して、特定保健用食品の関与成分の分析技術の規格化及び当該食品の標準品の開発に関する検討を行った。また、栄養表示基準の栄養成分、特にビタミンB12及びビタミンDを中心に分析法の見直しを行った。</p> | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|------|---|---|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| 項目10 | (2)社会的・行政ニーズへの対応に関する事項 ア 関連機関等と定期的な情報交換の場を設け、社会的・行政ニーズを把握すること。 | (2)社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置 ア 健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等から直接的に研究所に対する要望等を伺う機会を年6回程度設け、社会的ニーズを把握する。さらに、業務関連行政部局との間で、定期的な情報及び意見等を交換する場を設け、行政ニーズを把握する。 また、国、地方自治体、国際機関等より、専門的な立場からの技術的な協力、指導等の求めには積極的に応じて研究員を派遣し、研究所における調査及び研究の成果が適切に施策等に反映できるよう努める。 | 【平成18年度】 ・意見交換会を6つの団体・機関を実施するとともに、以前から協力関係にある団体(職能団体、大学、研究機関)との間で、情報交換、協力を継続した。厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室、同医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室、並びに内閣府共生社会政策担当食育推進との間で、実務者レベルの情報及び意見交換会を行い、行政ニーズに適宜対応した業務体制を整え、平成19年度計画に反映させた。 【平成19年度】 ・意見交換会を7団体・機関と実施するとともに、以前から協力関係にある団体等との情報交換及び連携を継続した。厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室、同医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室、並びに内閣府共生社会政策担当食育推進チームとの間で、実務者レベルでの情報及び意見交換会を行い、行政ニーズに適宜対応した業務体制を整え、平成20年度計画に反映させた。 【平成20年度】 ・社会的ニーズを把握するため、関係団体等との意見交換会を計6回実施するとともに、従来から協力関係にある団体等との情報交換及び連携を継続した。厚生労働省医薬食品局食品安全部及び健康局総務課生活習慣病対策室との間で、実務者レベルでの情報及び意見交換会を行い、行政ニーズに対応した連携体制を整備した。 【平成21年度】 ・健康・栄養に関連する関係団体等との意見交換会を計6回実施し、従来から協力関係にある団体等との情報交換及び連携を継続した。平成21年9月より新たに創設された消費者庁、厚生労働省医薬食品局食品安全部、健康局総務課生活習慣病対策室及び内閣府食育推進担当との間で、実務者レベルでの情報及び意見交換会を行い、行政ニーズに対応した連携体制を強化した。 | B 3.10 | B 3.33 | B 3.33 | A 3.50 | B 3.32 |
| | イ ホームページ等を通じて国民からのニーズを把握すること。 | イ 研究所に対する意見、要望等をホームページやセミナー等の参加者を通じて把握し、その内容を検討し、可能な限り業務に反映させる。 | ・公開セミナー参加者へのアンケート調査等により、当研究所に対する国民の意見、要望の聴取を行った。 【平成18年度】 ・一般公開セミナー参加者および研究所のニュースレター配信対象者に対して、ホームページの利用頻度、情報発信に対する要望・意見を含むアンケート調査を実施した。 ・ホームページ上で意見、要望等を収集するための新たなコミュニケーションチャンネル(『健康・栄養フォーラム』)を開設した。 【平成19年度】 ・「健康・栄養フォーラム」の一般公開を開始した。 【平成20年度】 ・就学前の子どもを対象にサプリメント利用に関する予備的な実態調査を行い、親のサプリメント利用や栄養・食品に関する誤解が、子どものサプリメント利用に関連していることを明らかにした。また、寄せられた質問をまとめたパンフレットを作成し、「健康食品の安全性・有効性情報」にも掲載した。 【平成21年度】 ・一般公開した「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」データベースについて、日本栄養士会を介して、管理栄養士・栄養士を対象に、利用のしやすさや改善点に関して調査し、改修後、一般公開した。 | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|------|---|---|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| 項目11 | <p>(3)国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項</p> <p>ア 国際栄養協力体制を充実強化し、特にアジア地域における国際貢献と学術的ネットワークの構築を行うことにより、国際社会における役割を果たすこと。</p> | <p>(3)国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア アジア諸国との間で、栄養調査、栄養改善及び健康づくり等に関する共同研究において中心的な役割を果たすとともに、WHO西太平洋地域における協力センターの設置(平成19年度を目的)に向けての準備を行う。</p> <p>また、研究者養成及び共同研究の促進を図るため、「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間2名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供するとともに、アジア地域の研究者を交えたシンポジウムの開催等を行い、アジア地域における栄養学研究基盤の強化に寄与する。</p> | <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> WHO 指定研究協力センターの設立に向け、西太平洋地域事務局栄養担当官と「食生活・身体活動と健康に対する世界戦略」の当該地域における学術的・技術的拠点の役割について討議した。若手外国人研究者招へい事業によりトルコ及びモンゴルの研究者を受け入れ、共同研究を実施した。WHO のワークショップ、CODEX の会議に職員を派遣した。 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3回アジア栄養ネットワークシンポジウムを開催し、アジア諸国の栄養調査システムについて議論した。若手外国人研究者招へい事業により、マレーシア(2名)及びバングラデシュの研究者を受け入れ、共同研究を進めた。「日本人の食事摂取基準(2005年版)」の英語概要版、「健康づくりのための運動基準 2006」及び「エクササイズガイド 2006」の英語版、中国語版、韓国語版を作成し、研究所ホームページから情報発信した。OECD の会議、WHO のワークショップ、CODEX 委員会(食品規格委員会)の会合に職員を派遣した。 <p>【平成20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 若手外国人研究者招へい事業により、ベトナムから研修生1名を受け入れるとともに、新規事業としてフォローアップ共同研究事業をマレーシアにて実施した。WHO 指定研究協力センター設置に向けて申請手続きを進めた。WHO/FAO のCODEX 委員会へ職員を派遣した。第15回国際栄養士会議(横浜)において、企画段階から参画し、WHO/FAO のシンポジウム等の座長を務めたほか、ブース出展による研究所の紹介を行った。米国NIH や大学から著名な研究者を招へいし、日米ワークショップ及び日米シンポジウムを開催した。 <p>【平成21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 若手外国人研究者招へい事業により、研修生2名(韓国1名、中国1名)を約半年間受け入れた。米国NIH や大学から著名な研究者を招へいし、国際栄養シンポジウムを開催した。WHO 指定研究協力センター設置に向けて申請にかかわる諸手続きを進めた。 | B 3.10 | B 3.00 | A 4.00 | A 3.87 | B 3.49 |
| | <p>イ 産学連携推進機能の強化、寄附研究部門の充実等により、産学連携をより一層進め、研究成果の社会への還元と知的財産の獲得を目指すこと。</p> | <p>イ 民間企業、大学等の複合的な連携を強化するとともに、寄附研究部門の充実を図る。</p> <p>これにより、研究所の研究成果と社会ニーズの橋渡し、新たな展開・応用を図るとともに、知的財産の獲得を積極的に行う。</p> | <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 長時間運動時における分岐鎖アミノ酸の疲労度抑制効果等に関するヒト試験を行い、生体ストレス反応に対する抑制的作用を見いだした。また、他の民間企業との共同研究及び受託研究の成果をもとに、新たな寄附研究プロジェクト立ち上げの準備を進めた。 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ニュートラシューティカルズプロジェクトと他のプロジェクトの共同研究として、新しく開発された食品素材(大豆胚芽発酵物)の骨代謝及び脂質代謝における有効性を検証するため、ヒトを対象とした無作為比較試験を実施した。 <p>【平成20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宇宙航空研究開発機構(JAXA)、国立極地研究所、航海訓練所等との連携に向けた取り組みを新たに開始した。健康・栄養分野での研究協力や食品の有効性評価など、公正・中立の立場で連携し、社会への還元を図った。 <p>【平成21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宇宙航空研究開発機構(JAXA)と連携して「機能性宇宙食研究会」を設立し、民間企業も含めた多角的な連携に向けた取り組みを新たに開始し、研究会を2回開催した。骨粗鬆症予防の観点などから、微小重力の宇宙空間における食品の開発は、高齢化社会に適用可能な研究であり、国民の健康の保持増進に貢献するものである。 | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|--------------------------|----------|-----|-------|-----|-----------|----|----|----|--------|-------|-------|---|----|--------|-----|-------|---|----|--------|-----|-------|---|----|--------|-----|-------|---|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>項目12 (4)栄養情報担当者(NR)制度に関する事項</p> <p>栄養情報担当者(以下「NR」という。)が社会的役割を果たすことができるよう、研修や情報提供等を通じてその質的向上を図るとともに、実際の業務内容のモニタリング等を行い、制度や研究所の関与のあり方について検討すること。</p> | <p>(4)栄養情報担当者(NR)制度に関する事項を達成するための措置</p> <p>栄養情報担当者(以下「NR」という。)が、保健機能食品等の利用に関して、消費者に適切に情報を提供し、消費者が気軽に相談できる者となれるよう、研修や情報提供等を通じてその質的向上を図る。</p> <p>また、中期目標期間開始より3年以内に、NRの実際の業務内容、社会でのあり方についてモニタリングを行う。この結果に基づき、制度のあり方や研究所の係わりについて検討を行い、中期目標期間終了までに結論を得る。</p> <p>NR事務業務について、効率的かつ確かな業務が実施できるよう見直しを行う。また、外部委託が可能な業務については、アウトソーシングを行う。</p> | <p>○外部有識者の協力を得て公正にNR認定試験を実施、養成講座については、新たな講座指定</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">NR認定者数</th> <th colspan="2">養成講座数</th> </tr> <tr> <th>新規</th> <th>累計</th> <th>新規</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>1,177</td> <td>1,898</td> <td>5</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>784</td> <td>2,682</td> <td>6</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>798</td> <td>3,480</td> <td>2</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>613</td> <td>4,093</td> <td>1</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>○NRのスキルアップ支援のため、全国数カ所で開催 【平成18年度】7カ所 【平成19年度】6カ所 【平成20年度】6カ所 【平成21年度】7カ所</p> <p>○NRの現状と課題を踏まえ、制度を一層発展させるとともに、社会的ニーズに対応した環境を整備するため、外部有識者を中心とする「NR制度のあり方検討会」を開催 【平成18年度】準備会合の開催 【平成19年度】委員会の開催2回 【平成20年度】委員会の開催1回、報告書の提出</p> <p>○アウトソーシングの活用等による業務の効率的かつ適正な運用 【平成18年度】 ・NR担当係を設置するなど体制整備を図ったほか、試験作成データベースの構築や試験監督員を外部発注することにより、業務の効率化を図った。 【平成19年度】 ・NR名簿データ化などデータ整備の推進、試験監督業一般競争入札による試験監督業務委託、認定証の外部作成から内部作成への切り替えにより、業務の効率化、経費の節減を図った。 【平成20年度】 ・「NR制度のあり方検討会」報告書を受け、健康食品管理士認定協会との協力関係を深め、認定更新に必要な単位の相互互換を新たに開始した。 【平成21年度】 ・健康食品管理士認定協会との協力により、引き続き認定更新に必要な単位の取得機会を増やすとともに、認知度の向上などNR支援強化のため関係団体との定期的な意見交換を行った。</p> | | NR認定者数 | | 養成講座数 | | 新規 | 累計 | 新規 | 累計 | 平成18年度 | 1,177 | 1,898 | 5 | 31 | 平成19年度 | 784 | 2,682 | 6 | 37 | 平成20年度 | 798 | 3,480 | 2 | 39 | 平成21年度 | 613 | 4,093 | 1 | 40 | <p>A 3.90</p> | <p>B 3.22</p> | <p>A 3.66</p> | <p>B 3.25</p> | <p>A 3.51</p> |
| | NR認定者数 | | | 養成講座数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 新規 | 累計 | 新規 | 累計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成18年度 | 1,177 | 1,898 | 5 | 31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成19年度 | 784 | 2,682 | 6 | 37 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成20年度 | 798 | 3,480 | 2 | 39 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成21年度 | 613 | 4,093 | 1 | 40 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|------|---|--|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| 項目13 | 3. 情報発信の推進に関する事 (1) 研究所として総合的な情報発信を行うための体制を強化し、対外的な業務の推進を図ること。 | 3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置 (1) 研究所として総合的な情報発信を行うとともに、対外的な業務の推進を図るための組織整備を行う。 | <p>・国民が適切な運動・食生活を実践できることを目的として、所内各プログラムの研究成果および、研究所外の関連情報を集約・加工を行い、ホームページ等を介してタイムリーな情報提供に努めた。また、情報発信を担う組織として情報センターを設置し、メールや電話を介した問い合わせについても的確に対応した。</p> <p>【平成18年度】 ・望まれる情報の発信を行う目的で、研究所ホームページ内の各ページにおける利用頻度など、情報発信に対する要望・意見を含みアンケート調査を行った。</p> <p>【平成19年度】 ・幅広く国民からの意見・質問を集め、また情報発信するための「健康・栄養フォーラム」サイトを設置し、試験公開した。</p> <p>【平成20年度】 ・「保健指導(食事、運動等)」に関するFAQを充実させ、食事バランスガイドに関するFAQを整備しホームページ上で公開した。</p> <p>【平成21年度】 ・新たに「特別用途食品・栄養療法に関するデータベース」の構築及び運用を開始した。</p> | B 3.00 | A 4.00 | S 4.66 | A 4.12 | A 3.95 |
| | (2) 研究所の活動状況に関する情報をホームページを介して広く公開すること。 | (2) ホームページに研究所の活動状況を積極的に配信し、ホームページの掲載内容をより充実させる。 ホームページアクセス件数は、中期目標期間中、毎年50万件程度を維持させる。 | <p>・当研究所の公式ホームページ、「健康食品の安全性・有効性情報」、「健康栄養情報基盤データベース」、「リンクDE ダイエット」、「国民栄養の現状」を始めとする各種サイトの維持管理と情報更新、食育推進に対応して親子で閲覧できる「えいようきつず」、「特別用途食品・栄養療法に関するデータベース」等の新規サイトの構築により、当研究所の研究成果・関連情報を公開、提供した。</p> <p><トップページアクセス数> 【平成18年度】 257万件 【平成19年度】 250万件 【平成20年度】 335万件 【平成21年度】 337万件</p> | | | | | |
| | (3) 研究所の諸活動及び研究業績については、研究所報告やニュースレターの刊行及び電子メディアでの配信により公開すること。 | (3) 研究所の諸活動及び研究業績については、毎年度1回研究報告としてとりまとめたとともに、最新の研究成果やトピックス等を紹介したニュースレターを年4回刊行する。 また、これらについては、ホームページ上で公開するとともに、電子メディアでの配信も行う。 | <p>・研究実績のデータベースおよびその入力・閲覧・検索・集計システムの維持管理を行い、実績を取りまとめた。</p> <p>・研究所の活動内容・成果等をPDF化した「健康・栄養ニュース」としてメールニュースの形で希望者に4回配信した。</p> <p><健康栄養ニュース配信数> 【平成18年度】 1,077名 【平成19年度】 1,200名 【平成20年度】 1,200名 【平成21年度】 1,682名</p> | | | | | |
| | (4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報開示は、ホームページ等を活用し積極的にを行うこと。 | (4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報開示は、ホームページ等を活用し積極的にを行う。 | <p>・研究所の諸規定、職員の公募等に関する情報について、ホームページ上で積極的に開示した。</p> <p>・研究所の諸規程については改正の都度ホームページに掲載してきている。また、任期付研究員の募集をはじめ、研究補助員の募集、入札公告、給与水準等についてもホームページを通じて行い、保有する情報の提供に関する施策を充実させてきている。</p> | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|------|--|---|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| 項目14 | <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項</p> <p>(1) 研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡を密にし、執行体制を強化すること。</p> | <p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡調整を密にし、執行体制を強化する。</p> <p>また、研究所運営に対する研究所職員の意識を高めるため、研究所運営に関する必要な情報の共有化を図る。</p> | <p>・意志決定のため、役員及び幹部職員による「幹部会議」を原則週1回開催するとともに、緊急課題については臨時の会議を行って迅速な決定に努めた。</p> <p>・重要課題に関しては、運営会議を原則月1回開催し、その内容をプログラムリーダー・センター長を通じて職員に周知徹底を図る等、役員、事務部門、研究部門の連絡調整を密にし、効率的な組織運営を行った。</p> <p>・情報の共有化を重視し、経営理念、運営方針等、必要な情報はイントラネット及び各種会議等によって周知徹底に努めた。</p> | A 4.00 | A 3.56 | A 3.66 | B 3.37 | A 3.65 |
| | <p>(2) 研究企画及び評価に関わる機能及び体制の強化を図り、研究業務の包括的、計画的な実施を進めること。</p> | <p>(2) 研究部門間での連携を強め、異なる研究分野からの情報や研究手法を積極的に利用して戦略的な事業の立案・実施を図る。</p> | <p>・原則毎月1回研究所セミナーを開催し、プログラム・センターの枠を超えて研究内容の成果について相互理解を推進した。</p> <p><研究所セミナー開催回数> 【平成18年度】 16回 【平成19年度】 16回 【平成20年度】 12回 【平成21年度】 12回</p> | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|----|--|---|--|----------|-----|-----|-----|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| | (3)業務の確実な実施のため、各研究・業務に関する内部進行管理及び評価を行うこと。 | (3)調査及び研究業務の効率的かつ確実な推進を図るため、所内報告会等により各業務の進捗状況を把握し、適切な評価を行い、その結果を計画的・効率的な業務の遂行に反映させる。 また、所内イントラネットを活用し、業務の進捗状況管理等の効率化を図る。 | 【平成18年度】 ・構築した新たな所内イントラネットを通じ、各プログラムの研究および業績の進捗状況の把握・管理並びに評価を実施した。また、予算の執行状況(運営費交付金、外部からの競争的資金、受託収入等)についても所内LANシステムの有効利用によりこれらの状況把握に努めた。 【平成19年度】 ・電子掲示板を活用して、各プログラム及び事務部においてスケジュールの進捗状況の管理や研究関連情報の共有を図った。 【平成20年度】 ・所内イントラネットを活用し、業務の進捗状況管理を行うとともに、各プログラム間、事務部門との情報の共有化に努めた。 【平成21年度】 ・所内LANに新機能としてソーシャル・ネットワーキング機能を追加し、業務の進捗状況の管理をより一層容易な状況とし、事務部門との情報共有の促進を図った。 | | | | | |
| | (4)法人運営に関して透明性を確保するとともに、国民向けの説明責任を全うするため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。 | (4)独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に則り、積極的な情報公開を行う。 | ・平成14年10月に施行された「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)」等に基づき、重点調査研究、基盤研究等の研究成果をはじめ、中期計画、諸規程等の情報を研究所ホームページで随時公開した。 ・研究所ホームページ上での法人ファイル管理簿等の公開を行った。 ・情報公開については、情報公開窓口(事務部庶務課庶務係)を設置し受け付けており、開示請求は平成18年及び平成19年度に各1件であった。 | | | | | |
| | (5)外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費節減や現況資源の有効利用を進めること。 | (5)研究所の経営基盤の安定化のため、外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費の節減や研究所の所有する設備等の有効利用を進める。 | 【平成18年度】 ・社会的ニーズに対応した、より質の高い研究のための競争的研究資金等の獲得に取り組んだ。 ・経費の節減を図るため、新たな備品等の調達などを極力控え、無駄のない適正な執行に努めた。 ・運動実験施設(プール、運動フロア、各種運動機器)、ヒューマンカロリーメーター、骨密度測定装置等について、外部からの利用や、共同研究や企業からの受託研究等での使用を促進し、研究所が所有する設備等の有効利用を図った。 【平成19年度】 ・研究所の経営基盤の安定化を図るとともに、社会的ニーズに対応した質の高い研究を行うため、競争的研究資金等の獲得に取り組んだ。 ・経費の節減を図るため、新たな備品等の調達を極力控えるなど、無駄のない適正な執行に努めた。 ・運動実験施設(プール、運動フロア、各種運動機器)、ヒューマンカロリーメーター、骨密度測定装置等について、外部の利用や共同研究、受託研究等での利用を促進し、有効利用を図った。 【平成20年度】 ・社会的ニーズに対応した質の高い研究を行うとともに経営基盤の安定化のため、競争的研究資金や受託研究など外部資金の獲得に積極的に取り組んだ。 ・研究所の所有する設備等(運動実験施設:プール、運動フロア、各種運動機器、ヒューマンカロリーメーター、骨密度測定装置等)について、共同研究、受託研究等を通じた外部利用を促進し、有効利用を図った。 【平成21年度】 ・社会的ニーズに対応した質の高い研究を行うとともに経営基盤の安定化のため、競争的研究資金や受託研究など外部資金の獲得に積極的に取り組んだ。 ・研究所の所有する設備等(運動実験施設:プール、運動フロア、各種運動機器、ヒューマンカロリーメーター、骨密度測定装置等)について、共同研究、受託研究等を通じた外部利用を促進し、有効利用を図った。 | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|------|---|--|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| 項目15 | <p>2. 研究・業務組織の最適化に関する事項</p> <p>(1)業務効率化の観点から、研究部組織体制の見直しを行い、その最適化を図ること。</p> | <p>2. 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1)研究所が中期計画の中で重点的に行う調査及び研究並びに法律に基づく業務に関して、業務量や集中的に遂行すべき時期等を勘案しながら研究及び業務チームを組織する。</p> <p>非公務員型の利点を生かして柔軟に組織の見直し・改編を行うこととし、従来の部体制から中期目標に掲げる業務を行うためのプログラム等を設け、各々が独立した形の業務運営を行う。</p> <p>また、組織の見直し・改編後、毎年、その効果を検証する。</p> | <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1期中期計画における組織を全面的に見直し、プログラム－プロジェクトによる研究組織の再構築を行った。 6つのプログラムおよび2つのセンターについては、プログラムリーダーあるいはセンター長への役員等の併任で対応し、常勤職員の人件費を含めたコスト管理を行いながら運営を始めた。 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康・栄養調査プロジェクトへ新たに2名の研究員を配置したほか、外部研究資金等を活用して、研究補助員を採用・配置するなど、各プロジェクトの研究・業務の量や位置づけに応じた人員配置を行った。 内部評価委員会及び外部評価委員会で各プログラム及びセンターの運営状況及び成果に関する評価を行い、順調に組織運営がなされていることが確認された。 新組織の運営状況の評価、研究職員の研究・業務実績の処遇への反映など、引き続き非公務員化の利点を生かした柔軟な取り組みを進めた。 <p>【平成20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員等が併任していた1センター長及び3プロジェクトリーダーを公募・採用し専任化するなどの人員配置を行い、効率的・効果的な業務推進体制の充実を図った。また、事務部においても研究業務支援の一層の充実を図るため、調整係長を専任とした。 外部研究資金等を活用して、研究補助員を採用・配置するなど、各プロジェクトの研究・業務の量や位置づけに応じた人員配置を行った。 年度末には、内部評価委員会及び外部評価委員会において、各プログラム及びセンターの運営状況並びに成果に関する評価を受け、良好に組織運営がなされていることが確認された。 組織の運営状況の評価、研究職員の研究業務実績の処遇への反映など、非公務員化の利点を活かした柔軟な取り組みを引き続き進めた。 <p>【平成21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部研究資金等を活用して、研究補助員を採用・配置するなど各プロジェクトの研究・業務の量や位置づけに応じた人員配置を行った。また、内部評価委員会及び外部評価委員会において、各プログラム及びセンターの運営状況並びに成果に関する評価を受け良好な組織運営である旨確認できた。 平成22年度中に予定されている医薬基盤研究所との統合については、政府の方針により「凍結」との方針が打ち出されたため、予定された組織再編等にかかる具体的検討は行わなかったが、統合によるシナジー効果、新たな研究分野の創設等について検討を行った。 特別用途食品・栄養療法エビデンス情報のデータベースの主な対象者と想定される病院栄養士に対して、データベースの改善に関する意見を募集し、データの表示等を修正した。また消費者庁、日本栄養士会とも連携ができる体制を整えた。 | A 3.80 | B 3.33 | A 3.66 | A 3.50 | A 3.57 |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---------------------------------|---|---|----------|-----|-----|-----|-----------|-------|-------|-----|--------|----|----|----|----|--------|----|----|----|-----|--------|----|----|------|-----|--------|------|------|------|----|--|--|--|--|--|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (2)他機関との連携・交流を強化し、組織の活性化を目指すこと。 | (2)民間企業、大学等との連携・交流を積極的に行い、研究員の交流を進め、人材の養成と資質の向上に努めることにより、組織の活性化を図る。 | <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業、大学、その他の機関から研究者を受け入れた(客員研究員29件、協力研究員52件、研修生56件)。大学の客員教授や非常勤講師38件、大学での特別講義等の実施(336件)などにより研究所職員を派遣し、共同研究等の基盤を構築した。 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業、大学、その他の機関から研究者を受け入れた(客員研究員32名、協力研究員40名、研修生45名)。大学の客員教授や非常勤講師44件、大学での特別講義等の実施(359件)などにより研究所職員を派遣し、共同研究等の基盤を構築した。 <p>【平成20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業、大学、その他の研究機関から、客員研究員33名、協力研究員40名、研修生34名(ベトナム1名を含む)を受け入れ、その他短期の受入れ等を通じて、人材の養成に寄与するとともに、研究所の活性化につなげた。 <p>【平成21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業、大学、その他の研究機関から、客員研究員34名(中国1名を含む)、協力研究員32名(中国3名、韓国1名を含む)、研修生33名(中国1名、韓国1名を含む)を受け入れた。 <p><研究者の交流></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">受 入</th> <th rowspan="2">派遣</th> </tr> <tr> <th>客員研究員</th> <th>協力研究員</th> <th>研修生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>29</td> <td>52</td> <td>56</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>32</td> <td>40</td> <td>45</td> <td>128</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>33</td> <td>40</td> <td>34※1</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>34※2</td> <td>32※3</td> <td>33※4</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-left: 20px;">※1 ベトナム1名を含む ※2 中国1名を含む ※3 中国3名、韓国1名を含む</p> | | 受 入 | | | 派遣 | 客員研究員 | 協力研究員 | 研修生 | 平成18年度 | 29 | 52 | 56 | 88 | 平成19年度 | 32 | 40 | 45 | 128 | 平成20年度 | 33 | 40 | 34※1 | 127 | 平成21年度 | 34※2 | 32※3 | 33※4 | 90 | | | | | |
| | 受 入 | | | | 派遣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 客員研究員 | 協力研究員 | 研修生 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成18年度 | 29 | 52 | 56 | 88 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成19年度 | 32 | 40 | 45 | 128 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成20年度 | 33 | 40 | 34※1 | 127 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成21年度 | 34※2 | 32※3 | 33※4 | 90 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|------|--|--|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| 項目16 | <p>3. 職員の人事の適正化に関する事項</p> <p>(1) 重点的に行う研究及び法律に基づく業務対して適切に職員を配置し、効率的に研究業務を行うこと。</p> | <p>3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 重点的に行う研究及び法律に基づき確実に実施すべき業務については、業務運営の効率性を勘案しながらも、必要な人員を十分に担保した上で組織体制を構築する。</p> | <p>・研究職員については、特に食事摂取基準策定、国民健康・栄養調査、食品分析等の行政ミッションと重点研究課題をを確実に遂行できるよう、それぞれの年度ごとにメリハリのきいた採用、配置を行った。</p> <p>【平成18年度】</p> <p>・中長期的観点から食事摂取基準、国民健康・栄養調査等重点的に取り組むべきことに対応するため、必要な人材3名を公募により</p> <p>【平成19年度】</p> <p>・平成18年度に引き続き、重点課題遂行のため2名の研究員(任期付)を公募により採用するとともに、研究の進展に伴い、年度途中で4名の研究員(任期付)を公募により採用した。</p> <p>【平成20年度】</p> <p>・研究員の新規採用は行わなかったが、配置換えや併任発令により柔軟に最適な研究体制を確保するとともに、必要に応じて、特別研究員9名の配置、各プログラム・センターの業務量を勘案した研究補助員の採用、配置を行った。</p> <p>【平成21年度】</p> <p>・重要な法定業務である食品分析、国民健康・栄養調査関連の業務を確実に遂行するため、研究員や研究補助員の配置換えや併任発令を効果的に行うとともに、公募により研究員(任期付)を2名採用した。</p> | A 3.80 | A 3.56 | A 4.00 | A 3.75 | A 3.78 |
| | <p>(2) 研究職員の個人評価の結果を昇級・昇任等、給与面に反映させること。</p> | <p>(2) 非公務員型への移行のメリットを最大限に活かした柔軟な人事システムを構築し、研究職員の個人評価の結果を昇級・昇任等の処遇及び給与面に反映させる。</p> | <p>・中期計画期間を通じて、非公務員化の特性と公的な法人であることの両面性を生かすべくフレックスタイム制を導入。また、研究職員の個人評価については、人事評価マニュアルに沿って各プロジェクト、プログラムリーダーによる評価の上に理事長、理事ら役員による評価を行い、その結果を昇給、昇任等の処遇に反映させた。</p> | | | | | |
| | <p>(3) 研究職員の流動化計画に沿って原則公募制・任期制により採用を行い、研究者層の向上を図ること。</p> | <p>(3) 研究員の採用に当たっては、「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、原則として公募制、任期付の採用を行う。</p> <p>研究所が重点的に推進する調査及び研究業務が着実に成果が挙げられるよう、資質の高い人材を広く求める。また、資質の高い人材については、任期中の実績評価に基づき、任期を付さない形での採用を行う。</p> <p>さらに、外国人及び女性研究者が業務に従事しやすい環境づくりを推進し、外国人及び女性職員の採用も可能な限り行う。</p> | <p>【平成18年度】</p> <p>・任期付研究員3名(うち1名女性)を公募により採用した。</p> <p>【平成19年度】</p> <p>・任期付研究員6名(うち1名外国人女性)を公募により採用した。</p> <p>【平成20年度】</p> <p>・新たな研究員の採用は行わなかった。</p> <p>【平成21年度】</p> <p>・任期付研究員2名(うち1名女性)を公募により採用した。</p> | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|----|---|---|---|----------|-----|-----|-----|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| | (4)事務職員についても適切に評価を行い、資質の向上と業務の効率化を図ること。 | (4)事務職員の質の向上を図るため、研究員と同様に評価を行うこととし、その評価システムとして自己評価による評価を行い、その結果を昇給・昇任等に反映する。 | 事務職員について、職員の資質、仕事に対する意欲、取組姿勢等に関する所属課長及び事務部長による段階的評価を人事評価マニュアルに基づき行うとともに、評価結果を昇給や勤労手当の算定等に反映させた。 | | | | | |
| | | <p>※人事に関する指標</p> <p>期末の常勤職員数は、期初の100%を上限とする。</p> <p>(参考1)</p> <p>期初の常勤職員数 47名 期末の常勤職員数 47名(以内)</p> <p>(参考2)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額 2,335百万円(見込)</p> <p>ただし、上記の金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p> | | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|------|---|--|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| 項目17 | <p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項</p> <p>(1)業務の効率化を図るため、事務書類の簡素化、電子化、事務作業の迅速化を進めるとともに、定型的な業務でアウトソーシング可能なものについては外部委託を行うこと。</p> | <p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1)研究組織体制の見直しに併せて、業務の効率化を図るため、事務部門の組織を見直す。この際、事務部門に研究員の研究成果の積極的な活用や、対外的な業務を担う業務課(仮称)を設け、研究員が最大限の成果を得られるようにする。</p> <p>また、権限の明確化及び決裁プロセスの短縮化により、意志決定の迅速化を図るとともに、事務作業の迅速化、事務書類の簡素化、電子化等を進める。さらに、定型的な業務でアウトソーシング可能なものについては外部委託を進める。</p> | <p>・平成18年度の非公務員型独法への移行に伴い、外部研究費の獲得や対外業務を行うことにより研究支援体制を確立するため事務部に業務課を設置した。</p> <p>・業務の簡素化、迅速化を図るため決裁の合理化をはじめ、OA機器の活用を推進し、予算執行管理システムの構築や電子文書の共有化を進めた。</p> <p>・また外部委託関係では、自動車運転業務について平成18年度から外部委託を開始した。(平成21年度においては委託期間を短縮した。)</p> | B 3.40 | A 3.56 | B 3.33 | B 3.37 | B 3.42 |
| | <p>(2)事務職員については、研修会やマネジメントセミナー等を通じ、研究所経営への参加意識を高めるとともに、業務意識の高揚を図ること。</p> | <p>(2)事務職員については、研究所で働く者として必要な法令・知識を習得するための各種研修会やセミナー等への参加を充実させ、職員が働きやすく自己能力を最大限発揮できるような職場環境の整備を推進する。</p> <p>これにより、研究所経営への参加意識を高め、業務の質の向上及び効率化の一層の推進を図る。</p> | <p>・職員の資質向上や円滑な業務遂行を図るため、会計事務職員研修、情報公開等研修、業務運営セミナー、共済組合実務研修等に事務職員を参加させた。</p> <p>・また、職場環境の整備・充実のためOA機器の更新、レイアウトの変更等を行った。</p> | | | | | |
| | <p>(3)業務の効率化を図るため、業務・システムの効率化を図ること。</p> | <p>(3)業務の効率化を図るため、業務・システムの最適化を図る。</p> | <p>・情報総括責任者(CIO)を中心に、業務・システムの最適化及び効率化に努めた。</p> <p>・事務処理を円滑に進めるため平成19年度に科学研究費補助金執行システム等4システムを独自に構築した。また、情報の共有化や周知のため所内LANの活用を積極的に進め、イントラネットの整備に努めた。</p> | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|------|--|--|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| 項目18 | 5. 評価の充実に関する事項 (1) 毎年度内部評価委員会において、主要な研究業務に関して内部評価を実施すること。 | 5. 評価の充実に関する事項を達成するための措置 (1) 毎年度内部評価委員会を開催し、主要な研究業務に関して、内部評価を実施し、研究業務の確実な実施及び効率化に資する。 | <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究企画委員会において内部評価のあり方の見直し、検討の結果、第2期中期計画においては、プログラム(センター)単位の評価に重点を置き、各プログラム(センター)の中での構成員の役割期待と実績という観点から、研究所内部の評価を行うことにした。 各プログラム(センター)については、平成18年12月及び平成19年3月に所内公開の報告会を行い、また各プロジェクトからの報告会は平成19年1月に行った。これらの報告及び中期目標・計画や年度計画に照らし合わせた研究及び業務の進捗状況をまとめた資料に基づき、中間評価及び年度の最終評価(内部評価)を行った。 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プログラム及びセンターの実績については、平成19年11月及び平成20年3月に所内公開の報告会を行い、また各プロジェクトからの報告については平成19年11月にプログラム/センターの報告に併せて行った。これらの報告及び中期目標・計画や年度計画に沿った研究及び業務の進捗状況をまとめた資料に基づき、各プログラム/センターの中間評価及び年度末最終評価を行った。 <p>【平成20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プログラム及びセンターの実績については、中間報告会(平成20年11月)及び外部評価委員会(平成21年3月)において所内公開で報告を行った。 各プロジェクトの報告については平成20年11月にプログラム/センターの報告に併せて行うとともに、進捗状況等に応じ研究計画の修正等を行った。 これらの報告及び中期目標・計画や年度計画に沿った研究及び業務の進捗状況に基づき、各プログラム/センターの中間評価及び年度末評価を行った。 <p>【平成21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プログラム及びセンターの実績については、中間報告会(平成21年11月)及び外部評価委員会(平成22年3月)において所内公開で報告を行った。 各プロジェクトの報告については平成21年11月にプログラム・センターの報告に併せて行うとともに、進捗状況等に応じ研究計画の修正等を行った。 これらの報告及び中期目標・計画や年度計画に沿った研究及び業務の進捗状況に基づき、各プログラム及びセンターの中間評価及び年度末評価を行った。 | A 3.90 | B 3.33 | A 3.50 | B 3.37 | A 3.53 |
| | (2) 第三者による外部評価委員会により、年度計画の事前及び事後評価を行うこと。 | (2) 柔軟かつ競争的で開かれた調査及び研究環境の実現や経営資源の重点的・効率的配分に資するため、外部の専門家等の評価者による外部評価を毎年度2回程度実施する。 | <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部評価委員会については、関連する領域の有識者に依頼をし、委員会メンバーの再編を行った。 平成18年6月1日に平成17年度実績についての事後評価を受け、平成19年3月24日には平成19年度計画についての事前評価を受けた。 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価関連業務の効率化、外部評価委員への作業負担の軽減のために、これまで別々の日に行っていた事前評価及び事後評価を同日で行うことに変更した。 平成19年5月31日に平成18年度実績についての事後評価を受け、平成20年3月13日には平成19年度実績に関する事後評価及び平成20年度計画についての事前評価を受けた。 <p>【平成20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年3月18日に平成20年度実績に関する外部有識者による事後評価と併せて、平成21年度計画についての事前評価を受けた。 <p>【平成21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年3月15日に平成21年度実績に関する外部有識者による事後評価と併せて、平成22年度計画についての事前評価を受けた。 | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|----|---|--|--|----------|-----|-----|-----|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| | (3)評価に関する結果は、ホームページで公開すること。 | (3)内部及び外部評価結果は、ホームページ上で公表するとともに、組織や施設・設備の改廃等を含めた予算・人材等の資源配分に反映させる等、調査及び研究活動の活性化・効率化に積極的に活用する。 | ・評価結果については、各研究職員に周知を図り、研究所に求められている役割や方向性について、共通の理解を促し、研究及び業務の内容の改善に努めた。また、評価結果を踏まえて、役員等による予算や研究者の確保について研究資源の配分等に反映できた。事務職員についても研究所が担うべき役割と課題を十分に認識させるよう指導した。評価結果については、概要をホームページで公開した。 | | | | | |
| | (4)研究職員について自己点検・評価を行うとともに、できるだけ客観的な指標に基づく評価を毎年実施すること。 | (4)研究員については、自己点検・評価を行うとともに、可能な限り客観的な指標に基づき評価を行う。 また、理事長は自ら全研究員との面談を行い、適切かつ公平な評価を行う。 さらに、評価の結果は各職員にフィードバックするとともに、所内イントラネットを活用して、各研究の研究業績を公開し、評価の透明性の確保に努める。 | ・研究員については、中期計画期間を通じて、イントラネットによる論文、学会発表等のデータベース登録制度を運用しており、客観的指標であるIFも登録されることから、このデータベースによって自己点検・評価を行ってきた。また、これらの登録データは、各種評価委員会資料、研究報告(年報)、ホームページ上のマンスリーレポートとしてその内容を公開しており、評価の透明性に努めてきた。 平成18年度から20年度までは、理事長が定期的に、特に若手研究者らと研究に関する懇談会を開催し、その結果が評価に反映されていた。平成21年度は、理事長が交代したこともあり、各プログラム、プロジェクト全体の研究員との面談を行い、研究の方向性、進捗状況等を把握するとともに適切な評価のための指標とした。 | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|--|---|--|----------|-----------|-----|----------|-----------|-------|----------|-----------|--------|----------|-----------|-------|----------|-----------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目19 | 6. 業務運営全体での効率化 一般管理費(運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費は除く。)については、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として10%以上の削減を達成すること。 | 6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置 一般管理費(運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費は除く。)については中期目標期間中、毎年度、2%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として10%以上の削減を達成する。 | <p>【平成18-21年度】 ・光熱水料等の節約や消耗品の一括購入の推進し、経費節減に努めた。</p> <p>【平成20年度】 ・当研究所が保有する公用車2台中1台を売却して、自動車運行管理業務を軽減化した。</p> <p>【平成21年度】 ・自動車運行管理業務委託契約を短縮し、経費節減に努めた。</p> <p style="text-align: center;">(対17年度削減率)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>【平成17年度】</td><td>95,919千円</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>【平成18年度】</td><td>92,307千円</td><td style="text-align: center;">3.8%</td></tr> <tr><td>【平成19年度】</td><td>87,760千円</td><td style="text-align: center;">8.5%</td></tr> <tr><td>【平成20年度】</td><td>85,550千円</td><td style="text-align: center;">10.8%</td></tr> <tr><td>【平成21年度】</td><td>81,556千円</td><td style="text-align: center;">15.0%</td></tr> </table> | 【平成17年度】 | 95,919千円 | — | 【平成18年度】 | 92,307千円 | 3.8% | 【平成19年度】 | 87,760千円 | 8.5% | 【平成20年度】 | 85,550千円 | 10.8% | 【平成21年度】 | 81,556千円 | 15.0% | A 3.60 | A 3.44 | B 3.16 | A 3.50 | B 3.43 |
| | 【平成17年度】 | 95,919千円 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 【平成18年度】 | 92,307千円 | 3.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成19年度】 | 87,760千円 | 8.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成20年度】 | 85,550千円 | 10.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成21年度】 | 81,556千円 | 15.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。 | 人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、中期目標期間の最終年度までに平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを行う。 | <p>総人件費については、異動や退職時における補充時に若手職員の採用、中途補充等、総人権費削減に向けた取り組みを推進し、4年間で4%以上の削減を実現している。 また、研究所の給与は国に準じた給与体系(国に準じた俸給表等)を適用している。</p> <p style="text-align: center;">(対17年度削減率)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>【平成17年度】</td><td>429,528千円</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>【平成18年度】</td><td>438,792千円</td><td style="text-align: center;">▲2.2%</td></tr> <tr><td>【平成19年度】</td><td>408,781千円</td><td style="text-align: center;">5.5%</td></tr> <tr><td>【平成20年度】</td><td>425,451千円</td><td style="text-align: center;">1.6%</td></tr> <tr><td>【平成21年度】</td><td>400,757千円</td><td style="text-align: center;">5.0%</td></tr> </table> <p>※削減率は人事院勧告改定分を除外した補正值である。</p> | 【平成17年度】 | 429,528千円 | — | 【平成18年度】 | 438,792千円 | ▲2.2% | 【平成19年度】 | 408,781千円 | 5.5% | 【平成20年度】 | 425,451千円 | 1.6% | 【平成21年度】 | 400,757千円 | 5.0% | | | | | |
| 【平成17年度】 | 429,528千円 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成18年度】 | 438,792千円 | ▲2.2% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成19年度】 | 408,781千円 | 5.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成20年度】 | 425,451千円 | 1.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成21年度】 | 400,757千円 | 5.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 業務経費(運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。)については、期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として5%以上の削減を達成すること。 | 業務経費(運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。)については、中期目標期間中、毎年度、1%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する。 | <p>【平成18-21年度】 ・原則一般競争入札の実施により経費節減に努めた。</p> <p>【平成21年度】 ・当研究所の規程上、少額の随意契約のものについては、複数者から見積りを取るなど経費節減に努めた。また、未使用となっている備品、消耗品等の研究所内での所属換えを実施し、新規購入の抑制を図った。</p> <p style="text-align: center;">(対17年度削減率)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>【平成17年度】</td><td>169,092千円</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>【平成18年度】</td><td>160,819千円</td><td style="text-align: center;">4.9%</td></tr> <tr><td>【平成19年度】</td><td>171,696千円</td><td style="text-align: center;">▲1.5%*</td></tr> <tr><td>【平成20年度】</td><td>158,871千円</td><td style="text-align: center;">6.0%</td></tr> <tr><td>【平成21年度】</td><td>149,312千円</td><td style="text-align: center;">11.7%</td></tr> </table> <p>*平成19年度については、重点調査研究の一つである「健康食品の安全性・有効性情報」に係るサーバ機器購入等の経費が必要となり、執行額が増えた。</p> | 【平成17年度】 | 169,092千円 | — | 【平成18年度】 | 160,819千円 | 4.9% | 【平成19年度】 | 171,696千円 | ▲1.5%* | 【平成20年度】 | 158,871千円 | 6.0% | 【平成21年度】 | 149,312千円 | 11.7% | | | | | |
| 【平成17年度】 | 169,092千円 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成18年度】 | 160,819千円 | 4.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成19年度】 | 171,696千円 | ▲1.5%* | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成20年度】 | 158,871千円 | 6.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【平成21年度】 | 149,312千円 | 11.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | | | | | | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|---|---|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|--------------------|----------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---|-------------------|-------------------|------|--|------|--|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------|-----------------|--------------|---------------|---------------|----------|----------------|--------------|-----------------|--------|-----------------|--------------|---------------|---------------|----------|----------------|---------------|-----------------|--------|-----------------|--------------|---------------|---------------|----------|----------------|------------|-----------------|--------|-----------------|---------------|--------------|---------------|------------|----------------|----------|-----------------|---|--------------------|----------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|----------------|--------------------|--|--|---------|--|---|--|------|--------|--------|-------|-----|--------|-------|-----|--------|-------|
| | | | | | | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目20 | <p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項</p> <p>(1)運営費交付金以外の競争的研究資金の積極的獲得を図ること。</p> | <p>第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1)運営費交付金以外の競争的研究資金の積極的な獲得を図り、外部研究資金、その他の競争的資金の募集等に積極的に参加し、その増加に努める。</p> | (単位:千円) | | | | | | | | A 3.90 | A 3.78 | B 3.00 | A 3.50 | A 3.55 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="2">競争的研究費</th> <th colspan="5">受託研究費</th> <th rowspan="3">計</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">補助金 (件数) 金額</th> <th rowspan="2">助成金 (件数) 金額</th> <th colspan="2">受託契約</th> <th colspan="2">共同契約</th> <th rowspan="2">寄付金 (件数) 金額</th> </tr> <tr> <th>公的機関 (件数) 金額</th> <th>民間企業 (件数) 金額</th> <th>公的機関 (件数) 金額</th> <th>民間企業 (件数) 金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>(48) 458,196</td> <td>(1) 1,000</td> <td>(2) 51,317</td> <td>(6) 51,500</td> <td>(-) -</td> <td>(15) 27,197</td> <td>(4) 3,350</td> <td>(76) 592,560</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>(51) 378,840</td> <td>(4) 8,000</td> <td>(2) 52,052</td> <td>(5) 21,450</td> <td>(-) -</td> <td>(14) 40,252</td> <td>(5) 47,500</td> <td>(81) 548,094</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>(44) 305,775</td> <td>(4) 9,450</td> <td>(3) 16,430</td> <td>(6) 15,939</td> <td>(-) -</td> <td>(10) 40,685</td> <td>(2) 980</td> <td>(69) 389,259</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>(52) 286,648</td> <td>(6) 13,300</td> <td>(3) 4,156</td> <td>(7) 12,425</td> <td>(1) 192</td> <td>(11) 33,158</td> <td>(-) -</td> <td>(80) 349,879</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(195) 1,429,459</td> <td>(15) 31,750</td> <td>(10) 123,955</td> <td>(24) 101,314</td> <td>(1) 192</td> <td>(50) 141,292</td> <td>(11) 51,830</td> <td>(306) 1,879,792</td> </tr> </tbody> </table> | | 競争的研究費 | | 受託研究費 | | | | | | | | | 計 | 補助金 (件数) 金額 | 助成金 (件数) 金額 | 受託契約 | | 共同契約 | | 寄付金 (件数) 金額 | 公的機関 (件数) 金額 | 民間企業 (件数) 金額 | 公的機関 (件数) 金額 | 民間企業 (件数) 金額 | 平成18年度 | (48) 458,196 | (1) 1,000 | (2) 51,317 | (6) 51,500 | (-) - | (15) 27,197 | (4) 3,350 | (76) 592,560 | 平成19年度 | (51) 378,840 | (4) 8,000 | (2) 52,052 | (5) 21,450 | (-) - | (14) 40,252 | (5) 47,500 | (81) 548,094 | 平成20年度 | (44) 305,775 | (4) 9,450 | (3) 16,430 | (6) 15,939 | (-) - | (10) 40,685 | (2) 980 | (69) 389,259 | 平成21年度 | (52) 286,648 | (6) 13,300 | (3) 4,156 | (7) 12,425 | (1) 192 | (11) 33,158 | (-) - | (80) 349,879 | 計 | (195) 1,429,459 | (15) 31,750 | (10) 123,955 | (24) 101,314 | (1) 192 | (50) 141,292 | (11) 51,830 | (306) 1,879,792 | <p>(2)各種研究から生じる知的財産(特許権等)の有効活用及び研究成果の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の増加を図ること。</p> | <p>(2)各種研究から生じる知的財産(特許権等)の有効活用並びに研究成果の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の確保につなげる。</p> <p>また、「独立行政法人国立健康・栄養研究所施設・設備等利用規程」に基づき、地域住民等への施設開放を行い、研究所の設備等の効率的な利用に努め、併せて自己収入の増加に寄与する。</p> | (単位:千円) | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>印税収入</th> <th>設備使用収入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>5,465</td> <td>759</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>5,096</td> <td>421</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>4,655</td> <td>491</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>4,320</td> <td>453</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19,536</td> <td>2,124</td> </tr> </tbody> </table> | | 印税収入 | 設備使用収入 | 平成18年度 | 5,465 | 759 | 平成19年度 | 5,096 | 421 | 平成20年度 | 4,655 |
| | 競争的研究費 | | 受託研究費 | | | | | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 補助金 (件数) 金額 | 助成金 (件数) 金額 | 受託契約 | | 共同契約 | | 寄付金 (件数) 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 公的機関 (件数) 金額 | 民間企業 (件数) 金額 | 公的機関 (件数) 金額 | 民間企業 (件数) 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成18年度 | (48) 458,196 | (1) 1,000 | (2) 51,317 | (6) 51,500 | (-) - | (15) 27,197 | (4) 3,350 | (76) 592,560 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成19年度 | (51) 378,840 | (4) 8,000 | (2) 52,052 | (5) 21,450 | (-) - | (14) 40,252 | (5) 47,500 | (81) 548,094 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成20年度 | (44) 305,775 | (4) 9,450 | (3) 16,430 | (6) 15,939 | (-) - | (10) 40,685 | (2) 980 | (69) 389,259 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成21年度 | (52) 286,648 | (6) 13,300 | (3) 4,156 | (7) 12,425 | (1) 192 | (11) 33,158 | (-) - | (80) 349,879 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | (195) 1,429,459 | (15) 31,750 | (10) 123,955 | (24) 101,314 | (1) 192 | (50) 141,292 | (11) 51,830 | (306) 1,879,792 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 印税収入 | 設備使用収入 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成18年度 | 5,465 | 759 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成19年度 | 5,096 | 421 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成20年度 | 4,655 | 491 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成21年度 | 4,320 | 453 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 19,536 | 2,124 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|------|---|---|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| 項目21 | 2. 経費の抑制に関する事項 (1)各部門において、常勤職員の人件費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図ること。 | 2. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置 (1)各部門において、常勤職員の人件費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図る。 | <p>【平成18-21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プログラム、センターに係る常勤職員の人件費及び業務費のコスト管理については、幹部職員で構成する運営会議等において、人事管理(登用時など)にあたっての分析、調整を実施し、一定の効率的運用を図った。 <p>【平成19-21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 光熱水料の節約励行をはじめ、消耗品の一括購入など経費節減への取り組みについて、運営会議などでの議事内容を研究部に限らず職員全体に周知徹底を図り、コスト意識の向上についての啓発を図った。 <p>【平成20-21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計監事による月次監査を行い、コストの分析、管理を実施した。 | A 3.60 | B 3.22 | A 3.50 | A 3.50 | B 3.46 |
| | (2)研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の削減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費の削減を図ること。 | (2)研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の削減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費についても、法令集の追録購入中止等により削減を図る。 | <p>【平成18-21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究所内の施設・設備や検査機器等の共同利用により、コスト削減を図った。 国民健康・栄養調査のデータ入力、コホート調査における検体検査、また栄養情報担当者資格確認試験の試験監督業務など人的コストの削減を図るため、外部委託を推進しコスト削減を図った。 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人国立健康・栄養研究所会計規程及び独立行政法人国立健康・栄養研究所契約事務取扱要領の規程を改正し、随意契約ができる金額を国の基準より引き下げた。 <p>【平成20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究所で保有している公用車を2台中1台を売却し、自動車運行管理業務の軽減化を図った。 <p>【平成21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車運行管理業務契約を短縮し、経費削減を図った。 | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|----|------|---|--|----------|-----|-----|-----|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| | | <p>第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 別紙1のとおり。</p> <p>2. 収支計画 別紙2のとおり。</p> <p>3. 資金計画 別紙3のとおり。</p> <p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1. 限度額 100,000,000円</p> <p>2. 想定される理由</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 運営費交付金等の受入れの遅延等による資金の不足</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ その他不測の事態により生じた資金の不足</p> <p>第6 重要な資産を譲渡、又は担保に供するときは、その計画</p> <p>該当なし。</p> <p>第7 剰余金の使途</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 研究環境の整備に係る経費</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 職員の資質向上に係る経費</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 知的財産管理、技術移転に係る経費 等</p> | <p>・予算、収支計画及び資金計画に基づく予算執行実績は、各年度における決算報告書及び財務諸表のとおりである。</p> <p>・短期借入金 なし</p> <p>・平成21年度末の利益剰余金の合計は、78,551,174円となっており、中期計画終了後に次期中期計画期間における業務の財源に充てる額として厚生労働大臣の承認を受けた額を除いて、国庫に返納する予定である。</p> | | | | | |

国立健康・栄養研究所暫定評価シート

| 項目 | 中期目標 | 中期計画 | 暫定評価期間(平成18年度～21年度)の実績報告 | 事業年度評価結果 | | | | 暫定評価期間の評価 |
|------|--|---|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | H18 | H19 | H20 | H21 | |
| 項目22 | <p>第5 その他の業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他の業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)セキュリティの確保</p> <p>情報セキュリティの強化と利用者への情報提供等の利便性の向上を図ること。</p> | <p>第8 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置</p> <p>(1)セキュリティの確保</p> <p>情報システムに係る情報のセキュリティの確保に努める。</p> <p>(2)施設及び設備に関する計画</p> <p>該当なし。</p> <p>(3)積立金処分に関する事項</p> <p>該当なし。</p> | <p>・独立行政法人 国立健康・栄養研究所 情報ネットワークセキュリティポリシー」を遵守し、情報のセキュリティ確保に努めた。</p> <p>【平成18年度】</p> <p>・新たにWebアプリケーション・ファイアウォールシステムを導入し、常にアプリケーション環境に適した防御体制を維持する機能を持たせたことで、セキュリティレベルを大幅に向上させた。</p> <p>【平成19年度】</p> <p>・独立行政法人 国立健康・栄養研究所 情報ネットワークセキュリティポリシー」を改訂した。また、「独立行政法人国立健康・栄養研究所情報セキュリティ対策実施手順」を制定した。</p> <p>【平成20年度】</p> <p>・「セキュリティ対策実施手順書」の作成及びアプリケーションソフトの導入などを行い、セキュリティ確保に努めた。また、セキュリティ監査会社によるセキュリティチェックを受け、問題点について速やかに改善を図った。</p> <p>【平成21年度】</p> <p>・情報セキュリティの確保のために、セキュリティ用ハードウェアのアップデートを月1回継続的に行い、監視体制の強化を継続するとともに、年6回のセキュリティ講習会(感染研と共同開催)、年2回のセキュリティ監査(1回は感染研と共同実施)を実施した。また「セキュリティ対策実施手順書」の見直しを行い部分的な修正を行った。</p> | B 3.40 | A 3.56 | A 3.50 | B 3.37 | B 3.46 |